

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録 (4) (15.1定)			
日 時	平成15年 3月 7日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時38分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小林委員長、北野副委員長、横田・前田・成田・大竹・斉藤(裕) ・中島・渡部・佐々木(政)・斉藤(陽)・秋山 各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・市民・福祉・環境・土木・建築都市部長、 小樽病院事務局長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、横田委員、秋山委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

松本聖委員が斉藤裕敬委員に、新谷委員が中島委員に、見楚谷委員が横田委員に、武井委員が渡部委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

それでは、市民クラブ。

斉藤（裕）委員

資材流通経路について

厚生・建設所管、あらかじめ通告しましたようにお尋ね申し上げます。

既にご承知のとおり、土木、建築、水道局の皆さんと議論をできるのは、今日限りでございますので、肩の力を抜いて、この際、好きなようにご答弁いただきたいと思っております。

それで、にこやかにおられる建設課長にまず尋ねしますけれども、以前、資材納入について議論をかなりしてきました。つまり、発注工事の資材がどのような経路でどのように入ってくるのか。それは競争力があるのかないのか。地元への影響、地元の商社、業者、これは建築都市部、水道局の皆さんそれぞれ同じだと思いますけれども、これは物流のしくみというのを、改めて研究していただいて、特に今厳しい時代ですから、地元の資材屋さんとか商社、ここに商流が落ちるような形、こういう工夫をしていただきたい、こう思うのですけれども、どうでしょう。

（土木）建設課長

こういう厳しい時代に入ってまいりまして、工事の件数もだんだんと減ってきております。その中で、いろんな資材を使わなければならないというような状況もたくさんありますので、現在、私どもの方は特記仕様書の中に、「工事下請人の選定や資材の調達を行う場合は、市内の業者を優先的に使用するよう配慮してください」という一項目を入れまして、工事を発注するに当たりまして、つけております。

これからもいろいろな工事がたくさんあると思っておりますけれども、これにのっとりまして、小樽市内で調達できないものはしかたないとして、調達できるものに関しましては、こういう形で対応していただきたいということで、これからも業者の方をお願いをしていきたいと、このように思います。

斉藤（裕）委員

今、こういう商流、いろいろな複雑なしくみになっていきますので、どこか地元の業者を通すというのは、ほとんどの場合は大丈夫だと思うのです。ですから、それは今ご答弁にありましたように進めていただきたいと思っております。

施設の維持管理費について

次に、公園課長に尋ねますけれども、小樽市内にパークゴルフ場が新設されたり、サッカー・ラグビー場、そして陸上競技場と、いろいろ維持管理、手間暇のかかる、これからずっとお金がかかるものがあるわけです。そして、これも以前に議論させていただきましたが、何で競技に使わない陸上競技場のギャラリー部分の芝が一番管理費がかかるのか、私にはわからない。素朴な疑問です。

こういうことは、それぞれの所管が予算付けをするわけですが、実際には土木部の皆さんの技術的な知恵、

そして工事方法等々のアドバイス、これに基づいて行われているわけなのです。これは一度、一から考え直すというか、既存概念にとらわれず、本当に必要な芝の管理のレベルはどこなのかと、こういうことを考えていただきたい。それでないと、何となく思いつきで毎年毎年ばく大な管理費がかかってくる。これは財政的に非常に心配なことですから、この対策をどう考えられるか、お答えいただきたいと思います。

(土木)公園課長

社会教育施設について、土木部の方に依頼があって、設計する段階で、当然、管理をするということを前提の上で、そういう設計を組んでいかなければならないと考えております。

その中で、それぞれの一つの例として、芝のお話がございましたけれども、当然、一つの施設をつくる上で指針とかもございしますが、利用の実態やウエートの部分につきましては、こういう時代ということではございませんけれども、トータルコストというのですか、設置費のみならず維持管理費というものを含めた形で、それは議論していくべきものと考えております。

斉藤(裕)委員

これは、もろ刃の剣というのでしょうか。やはりそこで事業をやられている、それこそ造園屋さんもおられますから、一概には言えませんが、例えば精度が低いものについては、協議団体、NPO、そういうところで簡易に管理できる場面も出てくると私は思っています。ですから、この辺もよく相談していただきたいと思います。

融雪の利用について

それで、土木部長、ちょっと大きなことですが、融雪の方法、やはりこの時期になりますと、小樽はこういう土地の形状ですから、除雪、排雪のことが非常に市民の関心事です。しかし、維持管理費又は発注コスト、これが重くのしかかってくるというのも現状です。

そこで、やはり私は新たな取組、これを今から模索するべきであろうと思うのです。具体的に言いますと、廃熱利用の融雪技術、こういうものを真剣に取り組んでいただきたい。これは、それに見合った財源はどうするのだという話になりますけれども、民間とタイアップすることによっていろいろな国の補助金があります。エネ庁とか、そういうところの補助金がある。全国で数件しか許可はされませんが、そういう制度の研究、また、情報収集をこれからは始めていっていただきたい、こう思いますけれども、どうですか。

土木部長

冬期間における融雪の利用展開という部分でございますけれども、ご承知のようにこの積雪寒冷地における冬期間の道路の確保、そしてまた、歩行者空間の確保という意味では課題でございます。私どもとしても年間やはり相当数の除雪、排雪を行ってございまして、費用も市民のニーズにこたえながら行っていくとなれば、どんどん費用が増大していく、こういった傾向にあるかと思っております。

そんな中で、今お話のように、例えば融雪溝、これにつきましても過去には下水道終末処理場の排水を利用して取り組んでいこうということで研究をしたこともございます。これには地域の方々の協力も必要ですし、排水を利用するとなれば配管等も含めて、新たな資金として当然、持ち上がってくるというのが実態でございます。

私どもとしては、やはり脱スパイクタイヤを規制された中でロードヒーティングをやってきたと。これも、ご承知のとおり年々、数も増えていき、コストがかかっていく。そして、老朽化をしてきている中で、更新という時期も来ている。こんな中で、お話にございました融雪の方法の考え方ということでございますけれども、一つは今お話のありました家の部分だとか民間の企業、こういった方々の協力を得たらどうかとのお話でございますけれども、確かに私どもとしてはそういったところまで具体には研究はしていませんけれども、ただ一つは、現在もそのようなのですけれども、海に相当数を投げさせてもらっていると。この投げている場所につきましても、ご指導をいただきながら、新たな海に投げる融雪、これにはもちろん環境問題も考慮した中で、そういった施設づくりを全国では注目されている時代になってきてございます。私どもも港湾部の方をお願いをしまして、そういった調査もやって

いただいて、昨年度、今年度もやられるかと思えますけれども、そういった中で何とか小樽のこの雪を排雪する状況にあればいいと、こう思っていますし、今お話ありました民間らとタイアップということもございますけれども、本当にどこまでできるのか、今お話ししました港湾部との融雪溝の設置の中で、今後、取り組んでいくことができるのであれば、そういう方向で検討もしていきたい、取組をしていきたいと、こう思っております。

以上です。

斉藤（裕）委員

取り組んだからすぐできるということではありませんので、準備期間といいますか、とにかく情報収集をして、小樽は全国的に有名ですから、小樽・坂の町、積雪寒冷地・小樽の雪対策ということで、これはコマーシャル広告も高い、非常に注目されている部分もありますので、ぜひとも、それこそ部長の次の代につなげるようなことをしていただきたいと、こう思います。

都市計画について

次に、都市計画課長に尋ねますけれども、都市計画、特に市街化区域、調整区域の関係です。

これはどのような形で市街化調整区域、市街化区域が決まっていくのか、そのしくみをまずひとつ。それと逆線引きという言葉がありますけれども、これについても説明してください。

（建都）都市計画課長

都市計画について、市街化区域と市街化調整区域に関するお尋ねでございますけれども、まず1点目の計画区域の設定の方法でございますが、昭和43年に都市計画法が制定され、小樽では昭和45年から市街化区域と市街化調整区域の区域区分を行っています。その際、市街化区域の設定に当たりましては、既に市街化をされている区域並びにおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域という、二つの法律上の規定がございます。この二つに該当するものを昭和45年に、まず1回、当初の線引きをさせていただきます。

その後、現在まで4回の見直しをさせていただきます。それにつきましては、将来目標における人口ですとか、産業の見通しを踏まえまして、適正に収容しうる規模ということで、それは当時の市街化区域の範囲では収容し切れない場合について拡大をしていくということで、4回の見直しを行ってございます。

2点目のご質問でございますが、逆線引きといいますのは、一度市街化区域に入った区域を調整区域に変更するという制度でございます。これも、例えば一度、市街化区域に編入された区域であっても、現に市街化されていない、又は当分の間市街化する、宅地化する見込みがないなどの区域につきましては、市街化区域の中に穴抜きで調整区域を入れる場合、一応政令等で5ヘクタール以上、これは将来また戻るときに計画的な開発が樹立できるかどうかという観点で決まっておりますけれども、5ヘクタール以上の場合に、外側は別としまして、囲まれた場合の穴抜きにつきましては5ヘクタール以上という規定がございますが、最初に申しあげましたように、市街化していない、若しくは市街化する可能性が低い場所については、市街化区域であっても、それを調整区域に戻すという変更は可能でございます。

以上でございます。

斉藤（裕）委員

基本的に右肩上がりの経済成長の中で、人口が増えていくというときの考え方なのです。しかし、それは今そういうことができるわけがない。それと、人口推計と産業動向です。これも今予測できる人なんていないわけです。この人口推計と産業動向というのは、今もそうですし、つい最近まで幅をきかせていた、俗に言う指示形態の考え方なのです。国が一定の方向を示して、それに到達したかしないかということで次年度の計画を組む、このような政治的な発想です。

しかし、今それは根底から崩れているのです。私は、この逆線引きを含めて、事前の説明で、逆線引きによって空いた土地といいますか、新たに市街化区域をつくれる土地というのは、留保できないということの説明は聞きま

したけれども、これは具体的な建設行為、消費行動につながらないわけです。実際、安価優良宅地を提供するとするならば、よくありますよね、皆さんの近くにも道路1本隔てて家が建っているのだけれども、こっちは建っていないと、こういう地域を外してあげた方が経済的にも住宅需要を喚起できると、こう私は思うのですけれども、いかがですか。

(建都)都市計画課長

市街化区域の編入につきましては、さきほども申し上げましたように、1点目としては、まず第一に人口並びに産業が適切に収容しうる規模というのがございます。それに加えて、もしその規模があったとしても、そこに適切な規模の開発、適正な開発ができるかどうかという疑問を見極めなければならないと思っております。

確かに、今この現状といえますが、人口がご存じのように減少傾向にある中で、極めて市街化区域を拡大することにつきましては、現状の市街化区域の中で収容しうるか、しえないかという議論が含まれますので難しいとは思いますが、確かに市街化区域が道路1本隔てまして、区域と調整区域に分かれている部分もございます。その土地利用に変更が生じうるような場所などがありましたら、必要な見直し、検討はじゅうぶんでできるかと思えます。ただ、今のところ我々の方に逆線引き並びに実線、調整区域から市街化区域の方に編入していく旨のご相談なり、地権者並びに開発者等のご相談や問合せ等につきましては、近年参っていないという状況にはございません。

以上でございます。

斉藤(裕)委員

それは相談が来るわけないのです。それはなぜかということ、非常に難しいことだとわかっているからです。やっぱりいいことで、私のところは家を建てられますでしょうかという話をしたところで、いやだめですよとなるわけです。そして、特定開発行為を起こしていたら大丈夫ですよみたいな話になるわけですから、そんなものは相談する人はいない。

それで、私、ここで一つ言っておきたいことは、都市計画のそもそもの考え方が、どうも根底が崩れているのではないかと。つまり行政主導でまち並みをつくる、特に宅地をつくるなんていうのは、それこそ釧路と釧路町、函館と大沼、あの関係を見ても、無指定区であるとか用途区域を見ながら勝手に通されてしまうわけです。本来、行政が描いていたまち並みと違うものが突然と生まれてしまう。ですから、住宅地はここだよと囲込みをしたところで、これは今後、官主導の都市計画というのが限界に来ているのではないかと。事業投資の実態とかい離してしまった、こう思うのですけれども、これは部長、どう思われますか。

建築都市部長

確かに、これまでの日本経済発展の状況がどんどん拡大ということでございまして、また、それを一方では推進、推奨していたという面。今は、そういう意味ではおっしゃるような時代というのはちょっと変わってきた。線引きそのものも従来のように安定するという自体もなくてもいいというような、そういう地域の選択制というような状況が出てきています。そういう意味では、完全に世の中が変わってきているというのは委員がおっしゃるとおりでございます。土地の利用というものと経済の発展という部分が、今まで都市計画上想定していなかったような状況も生まれているということもあろうかと思えます。

これからの経済の動きなり事業者の動向というものがどういう方向に行くのかという、このあたりの見極めみたいなものを一方で持ちながら、今の都市計画法とそれがどういうふうにならっていくのか、矛盾がないのかというあたりでは見極めていかなければだめだというふうに思っております。ただ、従来こういう形での都市計画というものを進めてきました。また、制度的にまだ現にこういう制度がございます。今の状態で、もうすべてのたがを外すということがいいというふうにもならないのも事実かと思えます。やはりコンパクトなまちづくりをする。本当に住民が求めているニーズがどこにあるかというも見極めながら、それが市全体に対する秩序を保ちながら、そ

れがかなえられるようなことをするために、どういう場所にどのような制度、開発というものを認めていいのかというようなこと、そのあたり、現行の都市計画制度の単純な色分けのだけではかなわないという部分が、やっぱりそういう矛盾みたいなものが出てきているかと思えます。

そういう部分では、ただ都市計画法で今まで撤去して、例えばずっと色づけをしたという、そういうことによって土地の資産ですとか、そういうものも成り立っていることも事実ですので、そのあたりのことも完全にすぐばつと外すというだけでも難しい部分があるかと思えますけれども、今の制度というものが緩やかな形で見直していくという部分と、それから線引きというものがありながらも、市街化調整区域の部分の換地というのがすべてだめなのかという、そういうことというのは、やはり制度としても柔軟に対応できるかといいますか、土地区画制度の適用みたいなものも含めて、そういうような手法も出てきております。

そんなこともやはり部分的にといいますか、制度の適用といったようなものを的確に進めていく、ただしやはり都市全体として秩序ある形成といいますか、自然環境との兼合いもございませう。そういうものも考えながら、現制度というものを注意していかなければだめだというふうに思えます。

斉藤（裕）委員

全国の市町村が地方分権ということを標榜しているわけです。やはり地方分権というのは自己決定、事故責任ですから、そういうことからすると、都市計画の在り方も自己決定、自己責任というスタンスに立つべきだと、こう思えます。今後、考えていただきたいと思えます。

水質検査技術について

水道局に尋ねますけれども、私は水道局の水質検査、この技術が全道的に高く評価されている、このことをうれしく誇りに思っているわけです。しかし、やはり検査というのは地味な部分もありますし、技術者の方たちも技術の進歩に見合ったさまざまな設備投資も必要であろうと、こう思っています。現状はどうでしょうか。

（水道）水質試験所長

小樽市の水質試験所というのは、昭和20年の10月にGHQの指令の下に建設されました。ですから、既に51年経過してございまして、その後時代によって、あるいは技術の向上に合わせまして、機器の整備を図ってきたわけでございますけれども、確かに今は財政的には厳しいわけですが、うちの局長の理解を得まして、ある程度のおいしい水の供給を図るという観点から、平成13年には誘導結合プラズマ発光分光分析装置、俗に言うICPというものですけれども、金属をはかる機械を整備いたしましたし、また、平成8年に埼玉県の手賀沼というところで、クリプトスポリジウムという線虫の感染症が発生しまして、その管理を図るために顕微鏡を整備してございませう。それから、平成14年度にはガスマトという有機物をはかる機械を整備して水を確保しているところでございませう。

斉藤（裕）委員

理解ある局長の下に整備を進められたということを今、聞きましたけれども、やはり局長、実際これから市民ニーズというのは非常に高いですね。本当、爪の先と言ったら怒られるけれども、そんなことまで気にするのかというレベルまで、安全性が追求される。それが1次検査といいましょうか、外部の調査依頼をする前に市民の皆さんの不安を水際で止めたい。水道局だから水際というわけではないのですけれども、即座に対応する体制、こういうことが必要だと思うのです。

それと、やはり伝統ある小樽の検査技術なわけですから、これはやはり人的確保、単なる配置替えを頻繁に行うとか、そういうことではなくて、技術者の方たちが力をじゅうぶんに発揮できるような体制、こういうものが継続されなければならない、こう思うのですけれども、お考えはどうですか。

水道局長

ただいま現場の日ごろの業務を評価していただいております。

さきほど財政的なお話がございました。実は、うちの水質試験場は、後志管内の水質検査センターみたい役割を

してまして、今、19町村のうち15町村の水道水の水質検査を受託してございまして、この収入が年間2,600万円ほど、手数料として受けているということが一つございます。

それから、確かに経営の問題もございまして。下水部門については民間委託というようなことも、委託体制にしたい、これは水質部門もそうです。

それと私も水道に来てわかったのですが、例えば市民の方から赤い水が出るとか、青い水が出るとか、白い水が出るとかという、そういう相談がけっこうございます。そういうときに、水質試験場の職員が動きまして、この水質については問題ないとか、あるいはこういうものは問題ということで、水道水についてのお話をときにはいたします。

それから、新築の住宅の場合ですと通水をします。そのときは水質試験場で通水の水質検査をしております。そして、安全を確認してから、通水をしていただくというようなことでございますので、住民の水道水に対する安心感を保持するためにも、この水質試験場の役割は大きいものがあるということでございまして、今、斉藤(裕)委員の話のとおり、この水道部門の水質検査については保持していかなければならないというふうに思います。

精神障害について

斉藤(裕)委員

質問を保健所に変えます。

精神障害の方たちの体制を強化されました。これは本当にありがたいことなのですが、まだ足りないという気がします。まだまだ足りない。いきなり体制を3倍とか4倍にするなど難しいことは百も承知です。しかし、今回、体制を強化して、1人増やしていただきましたが、段階的に更に進めていただきたい。単に既存人員をシフトしているという、これも一つの評価には値しますけれども、専門員を新たに配置するという必要性を感じています。この面についてはどうでしょうか。

保健所長

いつも斉藤(裕)委員からこの辺のアドバイスを受けて、本当に申しわけございません。

確かに今の法律の規定に合わせますと、まだまだ足りないというのが事実ですし、今後、どのようにそれを進めていくべきかということは、検討していかなければならないと考えております。

今の我々の陣容、スタッフの数、そういった部分でも非常に不満の部分あります。今年度、新規にスタッフを1名対応したりということではいろいろ考えております。全国的にも精神・保健・福祉の関係では、各自治体、去年から下りてきまして、力を入れている現状ですけれども、我々もこの非力な中でどれだけやれるかじゅうぶん検討していかなければならないと思うのですけれども、まず今年度から来年度にかけて、もう少し知識を増やして、スタッフたちの能力や知識、情報を増やして、同時にスタッフの面でもいろいろ考えていきたいと思います。

具体的に何をやるかといったときに、市内のいろいろな情報、精神・保健・福祉関係、施設の情報、そしてさらに精神病の情報、そういったものをいろいろと考えながら進めている最中ですが、まだまだ不備な面があります。

斉藤(裕)委員

今、事件にはなりませんけれども、事件の一手手前の、それこそ性格障害と言われている問題が実はとても多いです。しかし、これは専門スタッフがいなければ、発病によるものなのか、それとも単なる生活習慣とか、人格の形成が遅れているものなのか、見分けが素人にはつかないです。こういう体制も取り組んでいただきたい、こう思います。

それともう一つ、小児精神科の相談体制、これをどうするかということ。それは病院へ行けよという話で、それで終わる場合もありますけれども、まず親御さんとしては駆込み寺は保健所であると思うのですよね。この小児精神科医の方たちとの連携といいですか、保健サービスの供給というのをどう考えられておりますか。

保健所長

小児精神科医というものの存在というのは非常に日本は少ないし、北海道でも少ない。小樽も、本当に専門の人は少ないのですけれども、保健所の体制としましては、臨床心理士、心理関係の専門家を交えた、そういう検診とこのをやっておりますけれども、そういった中でできる限り対応して、さらに小児精神科医、札幌の方にいますけれども、連携してやっているという状態です。

さらに、今後、それをどのようにしていくかという面においても、いろいろと検討しなければならないということとはじゅうぶん思っています。具体的に言うと、小児精神科ということ自体が、非常に遅れているという状況、あと精神医学の中でもまだまだ遅れているという問題、さらに小児精神科専門医も少ないということで、確かに大変な状況ではありますけれども、じゅうぶん検討してこたえていきたいと思っています。

斉藤（裕）委員

終わります。

委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結をいたします。

公明党。

秋山委員

支援費制度について

今、斉藤（裕）委員の方から精神障害のお話がありました。ここの部分で一生懸命に取り組まれていらっしゃいまして、私も身近にそういう方々に接する機会が多く、大変気になっているものですからお尋ねしたいと思います。12月のときに前田委員も質問しておりますけれども、再度、同じような繰返しになるかと思いますが、もう一回お聞きしたいと思います。

佐野議員の代表質問の中で、支援費問題を取り上げておりましたが、今回、その支援費制度の対象になるのが知的障害者と身体障害者という答弁でございましたが、この知的障害者と精神障害者の違いということを、また改めてお尋ねいたします。その違いを教えてください。

（福祉）社会福祉課長

知的障害者と身体障害者を福祉部の方で所管しており、関連の事業やっておりますので、知的障害者についてのご説明をいたします。

知的障害者というのは、先天性又は出産時ないし出生後、早期に脳髄に何らかの障害を受けている、具体的にはIQが75以下の者ということで、うたわれておりまして、現在、市内には840の方が療育手帳を持っています。

（保健所）保健課長

精神障害者のことでありますけれども、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第5条に、それはうたわれていまして、精神の分裂病だとか、精神作用物質による急性中毒とか依存症、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義されております。

秋山委員

今お聞きしましたら、要するに、知的障害者という方は生まれつきそういう障害が備わっているという言い方はおかしいかと思いますが、そういう形の方、また、精神障害者という方は病気として見られているという感じかなと思うのですが、このたびの支援費制度では知的障害者に対してはこういう制度、また、福祉サービスという面では充実しておりますけれども、具体的に精神障害者に対しては、こういうサービスというのはどういうものがあるのか、教えてください。

（保健所）保健課長

精神障害者の福祉サービスですけれども、一つ目は精神保健福祉手帳のこと、それから通院費の公費負担制度のこと、三つ目が保健所でやっております心の相談、精神保健福祉相談事業のこと、それからショートステイといいまして、障害者が何らかの形で短期入所するという形のものが主なところでございます。

秋山委員

この精神障害者という方は、市内にどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

(保健所) 保健課長

平成13年の12月末現在の道の方からの報告なのですけれども、通院していらっしゃる方がおよそ1,700名、入院している方が250名程度と言われております。

秋山委員

そして、現在、授産施設とかグループホームなど、こういう関連に通所している方々というのは、どの程度いらっしゃるのでしょうか。

(保健所) 保健課長

授産施設や生活訓練施設、共同作業所等を含めまして、およそ100名程度が在籍という形になっております。

秋山委員

そうしますと、1,700名ぐらいが小樽市内にいらっしゃるのではないだろうかと見られている。そして、100名の方々が授産施設などに通われていると。残りの1,600名という方は、やはり日常的に自宅にいらっしゃるという形かと思いますが、そうとらえてよろしいのでしょうか。

保健所長

これについては非常に重要なポイントだと思うのですけれども、市内に250名ほどが精神病院に入院していらっしゃいます。そういった中から地域に戻って、さっき言ったようなことから、本来帰るべき人数がかなり含まれてくるのです。ですから、例えば日本全体で7万5,000人の精神障害者がいるのですけれども、そういった人たちも、とにかく戻せるのではないかということは言われているのですが、そういった意味で、今1,700人中100人。では、残りの1,600人の中では、精神病院と自宅という実態だと思うのです。それは地域に戻っていけるような、そういう方向性に、今、法的に整備されているのですけれども、実態としては、保健課長が答えた状況だと思います。

秋山委員

現実的に目に映るといふ言い方は申しわけないですけれども、体が不自由な方よりも、こういう精神障害者という感じの方々が、気になる方がすごく目につく、こっちの方が多いのではないかなというのが私の実感なのですが、身近に指で折るぐらいいらっしゃいますけれども、半分以上の方は入院しても治療というか、安定しているということで、社会復帰をされている。ご本人方にお会いしてお話を伺うと、きちんとしたところに勤めて、家庭を持って子どもを産みたいという希望はあるのだけれども、なかなか現実的には厳しいという中で、親の不安、心配事というのは、自分が生きている間はいいのだけれども、もしも自分が亡くなったときにはどうしようという心配が残るのです。生活の保障という部分で制度化されているということはあるのでしょうか。

(保健所) 保健課長

身体障害とか知的障害者に比べまして、法律ができて非常に浅いものですから、確かに同じ障害を持っていらっしゃる方でも達成度は少ないというか、まだ手薄なところが多いと思います。その制度としまして、さきほどお話ししました、手帳による若干の税制的なフォローはしておりますけれども、まだまだ例えば施設入所に関する数も、少ないとは思っております。

秋山委員

今、入所する施設を増やしていかなければならないと思っていますと言うのですけれども、現実的にどうなのでしょうか。

（保健所）保健課長

確かに障害者の家族の方も、在宅になったときの通所できる施設の問題を非常に訴えていまして、みずから又はNPOの方でつくろうという意思のある人は何人がいらっしゃるかなと思っていますけれども、今はそういう状況でございます。

秋山委員

小樽市の現状を見たときに、建物を建ててくださいとか、こういう形を望むというのは大変に厳しいことなのですが、やはりこういう形で発言をさせていただいて、いい方向に少しでも変えていっていただくきっかけにしたいなという思いで、何回か質問をさせていただいております。今後、何とかこういう方々の生活の保障、めどがつくような方向性に進めていただきたいと希望して、この質問は終わります。

秋山委員

市民証について

次に、市民証のことでお尋ねいたします。

実は、この市民証を提案したきっかけが、郵便局などで自分の身分を保証するものがなくて、送られてきたものを受け取らないで帰るお年寄りの姿を見て提案したのですけれども、やはり現実にこの市民証をつくりきたときに、まず自分を証明するものが要るということで、だから作成するのですが、今、笑っていただきましたけれども、笑えない話なのです。

それで、こういう部分がまだPR不足かなと思うのですけれども、まずこの取得に当たってどんな書類が要るのかという部分と、この市民証が郵便局ではきかないということがちょっと寂しいなという部分、金融機関にもちょっと届かない、そういう部分で、この市民証の使える範囲を教えてください。

（市民）戸籍住民課長

市民証作成の申請時点での要件ということと、有効範囲についてのお尋ねでございますが、まず市民証を制作・発行依頼をお受けする段階で、小樽市の場合は、さきほど委員がおっしゃっていましたように、グレードの高いものにしなれば社会的な通用力がないということで、かなりハードルの高いものにしております。

それで、まず本人確認を厳密にするということで、印鑑登録などの申請のときと同じように、まず第一に数種類の書類を持ってきていただくということを原則としておりますが、1点でもじゅうぶん効力があるものといたしまして、ある一定の段階分けをしております。それで、まず1点で用の足りるものといたしまして、パスポートとか自動車運転免許証、これは顔写真のついた官公庁で発行した身分証明書、割印したものになっています。2点以上あるいは3点以上の部分といたしまして、2点以上の部分につきましては、貯金通帳、キャッシュカード、保険証、児童手当とか母子手帳とかそういったものの証明書、さらにこれが2点しかないというような場合であれば、手紙、給与の証明書、献血のカード、そういったものを合わせて3点として本人確認させていただくということになっております。さらにお受けした段階で顔写真を撮らせていただきまして、後日、ご本人の方に郵便でお送りするというので、郵便を通して、また、さらに本人確認させていただいて、どこへ行っても通用するというレベルのものにしたつもりでございます。

ただ、さきほどおっしゃいました第2点目のご質問ですが、社会的な通用性はどこまであるのかということですが、本年1月6日から、本人確認法という新しい法律が施行になりまして、この部分については既にご承知のようにテロ、いわゆるマネー・ローンダリング、そういったような国際的な資金の出どころをシャットアウトすると、制限するというので、とりわけ口座の開設時点などでは本人確認を厳格にするという動きがございまして、その流れの中でさきほど申し上げました官公庁の発行する顔写真で、割印のついた身分証明書という運用がちょっと消えてしまったのです。それで、去年まで小樽市内であれば、郵便局や銀行なんかもそうでしたが、小樽市の市民証で本人確認できるとさせていただいたのですが、新しい法律ができたためにちょっと厳しい状態になって

おります。それが予測を外れた部分で、非常に残念というか、ご迷惑をおかけしているというふうに感じております。

以上でございます。

秋山委員

そうであれば、この市民証のきくところというのを教えてください。

(市民) 戸籍住民課長

大変恐縮なのですが、まず市役所の施設はどんどん使ってください。あと郵便局でも預金の口座開設などの場合はだめなのですが、手紙なんかの受取りとか、そういった部分についてはオーケーでございます。ちょっとそこら辺を詰めていない部分、銀行なんかの場合でもまだ数か所あるやに聞いておりますけれども、小樽の場合は郵便局や銀行からも照会があるので、小樽の市民証のレベルというのはどの程度なものかということで、かなりハイレベルのもので、運用として受けていただいているところもあると思います。ただ、市民証というのは、日本全国3,300足らずの市町村がございますので、その中で極めてばさっとした形の市民証の規定というものがある市もございます。ましてや町村になりますと、そこら辺の規定がかなり緩やかになっておりますので、そういったものと小樽市の市民証の要綱は一律のものとして評価されますので、日本全国レベルではグレードの高いものをつくっても、小樽市の通用力というものについては、かなり制約を受けているというような状況でございますが、市内はさきほど申し上げましたような感じでございますので、相手次第によってはかなり高く評価していただいて、通用しているものと考えております。

以上でございます。

秋山委員

申しわけないけれども、本人も市民証をつくりに行くのにパスポートあれば市民証は要らないのです。そういう部分でかなり厳格につくられて、軽い気持ちで訪れたのに、結局、また戻って来るといことがあるものですから、余り効力ないのであれば、そんなに厳しくすることはないかなと感じておりますけれども、こういう面で、また、国の制度にはかないませんものね。

何とか、ただ記念に市民証をつくるのでなくて、できればもう少し必要度の高いものにしていただきたいなと思います。

秋山委員

国民健康保険証のカード化について

それで、自分を証明するものということで、これほど危険なものはないのではないかと、個人的には思っておりますが、国民健康保険、私たちはそんなものですから、あれは写真も何にもついていない。また、よく紛失するのですが、あれでお金まで貸してくれるのですね。そういうところがちょっと矛盾しているなと思うとともに、この国民健康保険、なかなか普通は持って歩かないのです。だけれども、自分を証明するときに出せと言われる、これは通用するのです。ここの部分から考えていったときに、個人個人に持たせるという考え方はいかがなものでしょうか。

(市民) 保険年金課長

国民健康保険証の個人カード化につきまして、昨年から国の方で、個人交付もできるようになって規制が緩められたのですが、全国的には個人証にしている部分は、まだ少ないという状態です。政府管掌健康保険で、今年度中に切り替えるときに個人証に変えていくということでありますけれども、小樽市の国民健康保険の場合、経費が予測でありますけれども、だいたい3倍くらいかかることもありまして、遠隔地といいますが、1世帯の旦那さんが本州に出稼ぎに行く世帯には2枚交付します。そういう今の取扱いを緩めた中で、しばらく対応していきたいというふうに考えております。

それから、保険証でお金を貸してくれるという部分ですけれども、1万円とか2万円ぐらいの少額の部分については貸していただけることになっておりますけれども、最近、業者の方に確認した中では、一般的にはそれ以上を超えるものについては保険証だけではお貸しできないということになっております。

秋山委員

失礼いたしました。

それで、今、段階的にいいことをするというのは、やはりお金が伴うのだなという思いで聞いておりましたが、私たちもいつも保険証を持って歩いていないものですから、時間があるから病院に寄ってみようという感じで寄ると、月に1回保険証の確認という部分で、やはり本当にあったら便利だなというふうに感じております。今の経済状況を考えて、早急という部分では厳しいでしょうけれども、遠隔地という部分ではいつぐらいから、これをやる方向性なのでしょうか。

(市民) 保険年金課長

遠隔地の取扱いにつきましては、今現在も取扱いをしてございまして、希望がございましたら申入れいただいて、遠隔地ということでお渡ししてございます。その部分につきましては、PRの部分もございまして、個人カード化をしばらくはちょっと弾力的な部分がありまして難しいということがありますので、PRをしていくと。例えば世帯で2枚を、お母さんと子どもさんで1枚、それからだんなさんで1枚というような形で、なるべく希望にこたえていくような方向で今後、PRしていきたいと考えています。

秋山委員

小樽市内の遠隔地というのは、どの範囲になるのですか。

(市民) 保険年金課長

小樽市内で遠隔地というのは、それほどございせん。例としましては銭函の施設に入っておられる場合などがありますけれども、ほとんどの場合は本州とか、市外に出稼ぎに行かれている方に対して申入れに従って交付している形です。

秋山委員

そうすると、当分の間はそういう出稼ぎ世帯とか、施設に入っているということで、ある程度財政的に安定したときにそういう形にはなっていく方向性なのでしょうか。それはいかがなものでしょうか。

(市民) 保険年金課長

なるべくはお要望におこたえをしていきたいというふうには考えております。

さきほどお話ししましたように、費用が相当かかってしまうものですから、今のところ、できれば加入者皆様に、むしろこちらの方からもう少し我慢をしていただくということをお願いしていきたいと。ただ、全く原則どおりということではございせん、今の中で運用できる範囲の中で、ご希望には沿っていきたいということで、PRを図って運用していきたいというふう考えております。

秋山委員

何かPRすれば、ぐっと申出があるような気がするのですけれども、わかりました。

秋山委員

女性活動の場について

質問を変えますが、今、男女平等参画、小樽の場合は平等とおっしゃっていますけれども、関連の女性グループの中で、女性の活動の拠点が欲しいという声が出ていると聞いておりますが、いかがでしょうか。

(市民) 青少年女性室太田主幹

女性の活動の拠点に対する要望でございますけれども、現在、女性あるいは女性団体からいろいろなところから女性が自由に使える会議室あるいは情報の機器などを備えた情報コーナー的なもの、こういったものを備えた施設

というものを要望されております。

秋山委員

今はどういう形で活動されているのでしょうか。

(市民) 青少年女性室太田主幹

現在、勤労女性センターでございますけれども、100近い登録団体で、これらは趣味あるいは学習などのさまざまな活動の場としてこの館を利用してございまして、そういう意味では女性の活動の場ということで、大きな役割を果たしてきたのではないかなと思ってございます。

それで、女性の活動につきましては、範囲というのが時代とともにあちこちに広がってきてございまして、一例を言いますと、生涯学習プラザあるいはいろんな施設につきましても利用されている状況がございまして、それで、近年は、委員のご指摘でございますけれども、これらの趣味や学習活動といったものに加えまして、この男女平等参画に関しまして学習する、あるいは活動をするといった女性団体が増えてございまして、現在これらにつきましては、勤労女性センターあるいは青少年女性室の2階に会議室がございまして、それらの場を基点にしているところをいろいろご利用いただいているところでございます。

秋山委員

この女性グループの声によりますと、やはり安心してというか、機能的に使える場が欲しいということで、市長との懇談会の折にも、新聞報道でしか情報は得ておりませんが、かなり詰め寄っていたという中に、具体的に場所の名前まで出て耳に入っておりますけれども、職員会館でしたか、ここの活用は、どのような状況なのでしょうか。

総務部次長

現在、土地・建物、小樽市の所有でございますけれども、運営等については、福利厚生会に委託しておりまして運営しているところでございます。現状、3階建ての施設を、会議であるとか、職員の福利厚生でいろんなクラブの活動など、そのようなことに使われているというのが現状でございます。

秋山委員

活用度はいかがなものでしょうか。

総務部次長

13年度の状況を見ましたら、一応、会議室は洋室と和室がございまして、それなりの状況があるのですが、ただ以前から比べますと、全体的な利用という面では、若干落ちているというのが現状でございます。

秋山委員

いずれにしても、女性が社会に目を向け始めているという中で、なかなか活発な活動もしていらっしゃるし、ぜひいい方向性で検討していただけることを希望して、可能性だけをお聞きして終わりたいと思いますが、いかがなものでしょう。

(市民) 青少年女性室太田主幹

ご指摘がありました。市の限られた施設スペースでなかなか難しい課題ではございますけれども、勤労女性センターの情報機器、これらを今後活用したり、あるいは資料コーナー、このようなものを設置したり、青少年女性室の有効活用といったことを、現在検討しているところでございます。

さらに、他の既存の施設でございますけれども、これらとの有機的な連携というものを図りながら、活動する女性が本当に使いやすい形になるように、これから環境を整備して進めてまいりたいというふうに考えています。

斉藤(陽)委員

総合サービスセンターの業務について

市民部のサービスセンターの業務と職員配置について簡潔にちょっと二、三お伺いしたいと思います。

まず、サービスセンターは今3か所ございますけれども、それぞれの業務内容の違いというのはあるのでしょうか。

(市民)総合サービスセンター所長

サービスセンターは3か所ございますけれども、基本的な業務、例えば戸籍謄抄本、印鑑証明、住民票の異動等につきましては、基本的に3か所同じような業務であります。

私ども総合サービスセンターがやっておりますのは、このほかに弁護士等によります法律相談など、これは特別相談と言っていますけれども、それらが一つ。そのほかに、例えば市民要望あるいは反対等のものもあるのですが、そういうものの受付、町内会との関係、コミュニティセンター、鳥獣駆除というようなこともやっております。ただ、基準を持ちまして共通的にやっている事業以外のものにつきましても、それぞれが単独して私どもだけでやっているということではなくて、暴力追放ですとか、快適な環境づくりなどの街頭計画など、町内会関係につきましても、連携しながらそれぞれやっているということでございます。

斉藤(陽)委員

主な業務としては共通だということなのですが、特に銭函のサービスセンターについて伺いたいのですが、主な業務の種類と、業務ごとの、それを担当する職員数というのを教えていただきたいと思います。

(市民)銭函サービスセンター所長

それでは、まず業務の関係ですけれども、戸籍謄抄本の交付につきましては、2月末の数値で1,927件、住民票の交付等につきましては4,895件、印鑑証明の関係につきましては3,836件、その他の証明につきましては8件、10月から始まりましたワンストップ関係、市民証につきましては、市民証が32件、所得証明、納税証明の交付については123件で、合計1万821件になっています。そのほか住民登録の関係の転入、転出、転居等の件数につきましては655件、これも2月末現在です。それから、印鑑登録関係につきましては400件、戸籍の届、出生、死亡、婚姻等につきましては135件、国保の関係の届出につきましては115件、児童手当はワンストップ行政で10月から業務が開始になりましたけれども、10月から24件、それから乳幼児医療もワンストップで10月から始まりまして17件、転校手続が3件、母子手帳の交付が34件、その他の業務、例えば健康保険の回収あるいは敬老会の記念品の交付等が1,053件で、この届出関係についての合計が2,436件、合わせまして1万3,257件になっています。

そのほか件数は今ちょっと出てきませんけれども、銭函市民センターの関係の連絡調整、市民からの苦情等があった場合、現地調査した上で、いろいろ関係部課との連絡調整、そういう形で銭函サービスセンターの業務になっております。

以上であります。

斉藤(陽)委員

丁寧にご説明いただきましてありがとうございました。

今のご説明でほしい業務と、その件数がわかったのですが、職員の方の一人当たり、1日当たりの処理件数というのは、大まかでいいのですが、わかりますか。今すぐ出なかったら、後ほど資料をいただければいいです。

あと利用者の推移といいますか、今の現状ということで、伺ったのですけれども、これから増えるのか減るのかという話で、今までの傾向と今後どうなるかという部分、それからまとめて伺いますけれども、銭函サービスセンターで職員数の推移は、だんだん増える傾向にあるのか、減らされてきているのかという、そういった部分はどうか。

(市民)銭函サービスセンター所長

これからの業務等につきましては、ワンストップ行政の実施がまだ3項目ほど残っておりますし、業務的には一部分は増える可能性がある。減る可能性としましては、今、住基ネットの関係が進んでいくことによって住民票

の取得が減っていくのかなというふうに考えております。全体的な問題ですけれども。

職員の数ですけれども、所長1、事務長1、窓口関係の職員が2名、嘱託職員が1名、それから桂岡連絡所の職員が1名ということになっております。

斉藤（陽）委員

その人数は、この何年間かといいますか、どのくらいこの体制なのですか。以前に比べて増えているのですか、減っているのですか。

（市民）銭函サービスセンター所長

人数的には変化はありません。

斉藤（陽）委員

何年ぐらいですか。

（市民）銭函サービスセンター所長

平成10年度から変わっていないのですけれども、10年度に職員が1名減になりまして、嘱託職員が1名増えたという形になっております。

斉藤（陽）委員

総数では、10年度から変わっていないということですね。

（市民）銭函サービスセンター所長

そのとおりです。

斉藤（陽）委員

業務の多さといいますか、今伺って1万何千件という業務を処理されているということで考えますと、常識的にこの人数でいっばいなのかなという気もするのですけれども、まず市民の方の目からしますと、多すぎるのではないかという意見もあるわけですが、業務量に比べて、いわゆる民間企業の窓口業務の方が忙しく働いている、そういう雰囲気から比べて、市のいわゆるサービスセンターの業務の内容というのが、本当に仕事のわりには何か人数が多いように見えるという、非常に感覚的な見方かも知れないのですけれども、多少声があるのですが、そういった面についての役所としての見解といいますか、ご意見はいかがでしょうか。

市民部長

実は、最近では市役所全体としまして、新行革の2次の実施を進めてございまして、今、お話にございます3サービスセンターの事業を、所長の方からも話が出ましたが、連絡所の在り方、そういったところを平成元年に総合サービスセンターを配置して、そのときの設置の精神というのがありまして、一つには市民サービスの向上、OA化への対応、事務事業の効率化、こういったものを目指して努力をしてきてございまして、小樽はご案内のとおり東西に広うございまして、本庁の機能に加えて、その地域地域の行政と市民とのコンセンサス、そういうようなところと、地域の核として機能を果たしていくと、このようなことで設置させていただいてございまして、これでいいというのではなくて、やはり常に標榜としては市民ニーズというのがあって、業務量に応じてその体制がどうあるべきかということで、件数等も、長い10数年の中では大きな波があります。

もう一つは、費用対効果の関係で、そういった実態の中で経年の推移はどうなのかと、こういったところも既に作業として着手をしてございまして、今15年度の中で、その辺のところを全体の分析をして、その結果を踏まえて、そういった今の市民の皆さんがそういうような感覚的なお話ということもございまして、業務量に対して、その体制の在り方というのを常に研究をして、必要に応じて見直していくということで、今進めております。

以上です。

斉藤（陽）委員

触れられていたのですけれども、庁内LANとか、そういったIT化でオンラインにすることによって、ある程

度の人員削減を図るとか、基本的には、今後、市民サービスの面で、業務の範囲というのは拡大する方向にあるというふうには考えられるのですけれども、財政の面から考えると、人件費の節約ということで、この二律背反の関係にあるわけですが、基本的に今後の方向性や考え方とか、そういうIT化とかということによって合理化、省力化をして人件費を抑えていくという方向がありうるのかなと思うのですけれども、その中で市民サービスを低下させないで、しかも財政の節減といいますが、人件費の縮減を結果的に行っていくというのは、なかなか難しい部分もあると思うのですけれども、どのようにお考えですか。

市民部長

今、市を挙げまして、行革の中で、そういう意味で効率的な形、その前提は今お話にありましたように、やっぱり市民サービスを落とさない中で、どういったシステムを構築するかということが非常に大きなポイントだと思っています。

それで、今、現実の問題ですね。所長の方からもお話出ましたけれども、業務が常に変化もしております、業務量が増えているのです。市民証の関係とかワンストップでもかなりの業務が3サービスセンターで、いわゆる地元で、その業務ができるような機能をこれからもやはり強化していくというふうなことをやり、そういう中でどういった体制がいいのか、あるいは今お話に出ましたネット、OA化なり、そういった部分の中で、迅速、正確、費用の抑制とか、そういうことを目指していきたいと思っております。

これはそう時間をかけないで、これまでの3サービスセンターのある程度のしくみを生かしていきたいなど、このように思っています。

以上です。

斉藤（陽）委員

終わります。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結をいたしまして、民主党・市民連合に移します。

渡部委員

土木事業と環境問題、排雪と環境問題について

通告しておりますのは、土木事業と環境問題、それから雪排雪と環境問題ということで、項目を挙げております。本来、予算全般にわたってチェックしたことを質疑すべきことでもありますけれども、斉藤（裕）委員が最初にお話ししたように、どうもそれまでに行き切らないのかなというふうに私も思っておりますので、非常に濁しております。目についた面ということで、また、気になっている点で少し聞いておきたいと思います。

1月下旬あるいは2月初旬からか、臨港道路で今の博物館、それから大家倉庫、昭和製器さんの前、一生懸命穴を掘ったり埋めたりしております。これはどこの工事でしょうか。

（建都）市街地活性化対策室長

今ご指摘の事業でございますけれども、これは小樽土現が発注しております電線類地中化事業だと思います。

渡部委員

それで、土現ということになると、当然、道道臨港線でありますし、道の方から小樽市に対して、こういう事業をいつからいつまでといった面あるいはそれらの内容を含めて報告というものは、当然、あったと思うのですけれども、それはどこで受けているのでしょうか。

（建都）市街地活性化対策室長

当然、この事業には、小樽市の負担も含めて合体をした事業でございます。そういう意味では、昨年来から土現の方とは密接な関係となっております。ちなみに窓口は活対が担当しております。事業の概要等につきましては、市

街地活性化特別委員会の方で何度かご説明申し上げていたというふうに考えています。

渡部委員

直接この事業に関する面で、お話というよりも、例えば国の事業だとか道の事業を行うときに、ではそこを窓口として、運河の近くで、ある面ありますね。ですから、環境部、それから交通安全とのかかわりからいうと、市民部交通安全対策課、それから運河、実際ということになりますと港湾部、そういう面ではきちっと工事の内容、期間、手法を含めて知らせているのでしょうか。

(建都)市街地活性化対策室長

ご指摘の、どこまで庁内で議論したかということにつきましては、方法論の中ではしたつもりでございますが、反省する点もあるというふうに思っています。ただ、影響もある部分、特に市民だとか、地先の事業者などに影響する部分については、じゅうぶん関係等との調整は終えたというふうに考えております。

渡部委員

特に関連する面は、多くの広げるという面は別にしまして、2月初旬からずっと穴を掘っています。竜宮橋の下には排水溝が1本あります。穴を掘った、その泥水が運河に毎日のように流れているわけです。それで、けっこうな深さでありますから、黄土色の、粘土質だと思います。それが毎日のように流れている。ひどいときには雪あかりの、5日から始まっておりますけれども、その最中でもやはり流れ込むと。本来、流すべきものではないと思うのです。それらについてはポンプアップするなりなんなり、工期とのかかわりだとか、手間暇の問題だとか、いろいろあるのかなと思っていました。じっと見ていました。環境部はこのことを知っているのだろうか。それから流れている実際の運河に注入する面では、港湾部自身も知っていたのだろうか。あるいは、窓口として活対なら活対が工事をしていることでありますから、当然、掌握とかそういうのがあってしかるべきと。しかし、毎日のように流れているという、この事実です。

ですから、ちょうど雪あかりが始まってから、全然、そういったことが措置されないということもあって、関係者に注意を促しました。たまたまそのとき関係者はおりませんでしたので、工事をしている方に、工事をして運河に泥水を流すということについては、これはいけないことです。流さないようなくみで考えてください。このままであるならば、港湾部あるいは土木部、それから環境部ということから、指導的に入ることは間違いないでしょう。くれぐれも注意して取り扱っていただきたいということのお話をしましたけれども、その後も引き続いて流れています。

この現象を活対自身と、環境部自身承知していたかどうかです。今日は港湾部おりませんので、後で港湾部の方にも聞いてみますけれども、工事をやっているという、そういった面からすると、もっと連携をじゅうぶんにとって、注意をしていくということが大事であろうなという、私はそう思っているのですけれども、いかがでしょうか。

(建都)市街地活性化対策室長

そういう事態が発生をしていたことについては、正直言って存じ上げませんでした。

ちなみに、この工事は小樽土現が発注をした工事ですけれども、当然、小樽市所管の部分もあって、工事管理者という意味ではなくて、小樽市という立場の中で、現地も何度かスタッフを見ていました。だけれども、運河に泥水が入ったというのは申しわけないのですが、今日、初めて知った事実です。これについては、大至急土現の方に連絡とりまして善処したい。特に工事の泥水が運河に入っていいという話にはなりませんので、土現を通して厳格に処理をしたいというふうに思っています。大変申しわけございませんでした。

渡部委員

おおかた、穴を掘る面はもう終了していると思うのです。私は、港湾の事務所で、いつも運河を見ながら仕事をしています。今日も流れている、今日は流れていないと。本来、活対が窓口であるならば、そのことを処理すべきことでありますけれども、しかし、一つの工事なら工事で、やはり市役所なら市役所の関係するところにはきちっ

と連絡をとり合って、常にそういう対応をしていくということが大事であろうなど。ですから、今後において、やはり安全面あるいは環境面含めて、取扱いをじゅうぶん注意していただきたいということだけ要望しておきたいと思います。こだわりはっさい持っていません。ただ、半年後に、たくさん写真撮りましたから、「これでよいのか小樽」で写真展をやるのかなど。それほど思っていないけれども。

それと関連的に、雪もやっと峠を越えたのかな、そういう時期を迎えました。峠を越えた段階というのは、道路を含めて、相当汚い雪が山積みになっております。この汚い雪も排雪をするとき、やはり海に投げるのでしょうか。どう対応されようとしているのか、まずお聞かせください。

(土木)土木事業所長

現在、国、道、市も含めてですけれども、最終的な排雪の時期に来てございます。この汚い雪をどのように処理するのかというご質問でございますけれども、道路管理者の雪捨て場としましては、今、4か所ございます。その中でやはり一番多く処理できる場所としては、海域であります中央ふ頭基部、北浜、そのほかに北荷役さんの跡地を借りておりまして、そこの手宮地区の雪捨て場、それと銭函方面地域の雪捨て場がございます。そういう意味で、やはり道路管理者としては、運搬排雪コストの問題もございますので、その作業場所からの近い距離を皆さん望まれるわけでございますけれども、一応、それぞれの雪捨て場に近いところに排雪、それからそれぞれの雪捨て場の状況、これらを勘案して雪捨て場の場所を土木事業所の方から指示をして投げに行く、こういう形になってございます。

渡部委員

この汚い面、白い雪ですと投げてともいう面ですけれども、こういうふうに汚くなったのを遠慮なく海に投げられるのでしょうかということなのですよ。

ですから、余りにも汚いという面については、やっぱり選別をして、陸場なら陸場の方にだとか、海はなるべくきれいな面でという、海、あそこの場所相当汚れているのを見たことがありますか。色変わっていますね。だから、その面の分別です。しかし、どんどんやっぱり排雪していくということからすると、陸場は間に合わない。したがって、こうせざるをえないという。毎年毎年同じ面で、どうなのかなという。同じ市役所の中にあっても、今、土木部長は前のとき港湾部長で、僕、聞きましたら、海に投げるということは、好ましいことではないという。でも、斉藤(裕)委員のさきほどの質問でも、苦しいやっぱり答弁なのです。もうしかたないといえしかたないけれども、しかし毎年同じようなことで。

僕は、正直なところ、環境部に今日はがっちりと、いろいろな数字でもってやりとりしてみようと思ったのですが、だけれどもなかなかやっぱり雪に難儀している、それから市民の要望も高いものであるし、少しでもということからしていくならば、ただ単に同じ原始的方法ではなく、同じ1年間投げるのに当たっても、汚れている間近のこういった点には、こういう取扱いをしていくという工夫があってもよいのかなというふうに思っているのです。いかがでしょうか。

(土木)土木事業所長

港湾地域に対する雪捨て場については、北海道開発局の方でもいろいろと注目をさせていただいておりまして、平成13年度から調査をしていただいた経過もございます。その中では、雪というものに対するいろんな環境基準というのは、なかなか定められたものはございません。その後こういう状況でございますけれども、既存の排水基準であるとか環境基準、こういうものに照らし合わせて、それぞれ中央ふ頭基部、北浜並びに捨てている雪について、それぞれ調査をしていただいた結果もございます。そういう中では、それぞれの生活環境項目であるとか、そういうものは基準値以内という結果はいただいております。しかし、今、委員がご指摘のとおり、見れば視覚的に訴えるものは、非常に状況がよくないということも、我々認識してございます。

そういう中では、今年から工事用の雪だとか、初冬期の雪、これも非常に悪い影響を与えるということを我々理

解しております、そういうものを海域には持っていかないように、工事関係者に周知徹底したとか、今年の冬の状況は、非常に寒冷ということもございまして、なかなか雪山が小さくならないということで、大変排雪量が多くなっております。そういう中で、陸域も工夫しながら多く入れるように努力はしましたけれども、相当数ももう入って、残念ながら陸域だけで、この終盤の雪をおさめるような状況でもございません。

そういう中では、今、委員がご指摘のとおり、終盤の雪について、なるべく海域を減らすような努力はしていかなければならない、心がけていかなければならないというふうには思っておりますけれども、今年の冬に限って言えば、もう少し海域の方にも投げさせていただかなければ処理ができないかなというふうには思っております。

渡部委員

それが悪いとかどうこうと、投げてはいけないということを言っているのではなく、以前、担当者とお話をして直接ダンプで持ってきたものについては、ダンプでいきなり海に投入することについてはいけませんという、これはなぜかという、一つは、車の安全、運転手さんの安全と、それからもう一つは、汚い雪あるいは氷の張った汚いやつを下に入れて、上にきれいなものを入れて、もう一気に行く、こういうことをしてはやっぱりいけませんと。

したがって、一度ダンプで来たものについてはエプロンに下ろす。エプロンからショベルで海に入れる。そのときにきれいか汚いかというやつは分別つけられるので、そのとき汚いのはもう一度積んで、この汚いのはどここの土場に運んでくださいというような、そういうことでのやりとりもして、一時やってもらいました。

しかし、どんどんダンプが来るということからいったら、とてもとてもそれでは効率的にいかないというのと、それから周辺の安全上に影響をもたらすということから、もう来たものはどんどん投入するようなくみでやっています。一部ダンプがエプロンに下ろす面もありますけれども、しかし、同じ状態で海の色があれだけ変わる状態で、だれが見ても、今の車の走っているところの雪の汚さというのは、だれしもがわかる。あれをそっくりそのまま、あまりではないでしょうかと思うのです。

ですから、この件に関しては、やはり海上保安を含めて、土木部の担当者なら担当者にも、いろいろ注意的な要素というのは来ている。少しでも海上に投棄なら投棄ということが小樽市でもやっぱり大事であるならば、もっとそこらの分別をしていながら、長くやはり海上投棄できる。そのときにはやっぱり秩序的な要素も含めて、公害課が、それこそびっくりするようなことではなく、やっぱりもっともっと庁舎内でその面は工夫をし合いながらやってほしいと思います。

本当は予算を含めてやろうと思いましたが、予算は9億1,000万円ほど、前年度予算でマイナスになっていますので、やりとりも何もできないという予算です。しかし、そういった面を含めて、斉藤(裕)委員の方からもありましたように、次に向けての方向という点で真剣に議論をしていただきたいというふうに思います。

いかがでしょうか。

土木部長

海洋投棄に伴うご意見をいただきました。確かにおっしゃいましたように、港湾部時代にはできるだけ投げていただきたくないような答弁をしまして、かといって、やはり冬の除雪についての投げ場所については、苦労しているという実態もございます。そんな中で、私どもも今言ったごみ、特に融雪、しゅんせつをし、そしてまた、できるだけ水質を保持するようなことで、多くのしゅんせつをしてやっております。

そんな中で、さきほどちょっと所長の方からもございましたように、最終的には大きな数字は出ていませんけれども、地形上どうしてもやはり陸に捨て場を確保するというのはなかなか難しい。そんな中で、少しでも少なくやはり海洋投棄の部分の量を減らしていくためには、やっぱり陸地の方で、そういう捨て場所を確保しようということで、いろんなところを当たっているわけですが、なかなか実行できないというのが実態でございます。

そんな中で、さきほどちょっと話ししていただきましたけれども、国の方で海に投げるようなことで、きちっとした環境のことも考慮しながら、そういった雪捨て場のことでどうなのかということも調査をしていただいております。

ます。ただ、これにはやはり相当多額な費用がかかるものですから、そのことをどこまで取り込んでいけるというか、いろんな面でそういった施設がつかれるかどうかというのもありますけれども、いずれにいたしましても、もう少し調査した中で、お話のありましたように、海という中に、きれいでなければならぬものですから、そういう意味では、これから環境を考えながら、開発さんの調査の結果を見まして、どうしてもそういう施設がつかれないということであれば、これからやはり陸場の方で雪捨て場を確保するような考えでいかなければならぬ、そんなふうに思っております。

渡部委員

終わります。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時41分

再開 午後 3 時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

中島委員

環境保全費について

それでは、予算案について何点が質問します。

最初に119ページの衛生費の中の環境保全費の問題です。これを見ますと、前年度に比べて2,176万1,000円、約26%もの削減になっています。とりわけ嘱託報酬、自然公園清掃等経費、大気汚染調査費が昨年、その前の年から比べても減らしていますが、この中身を具体的に説明してください。

(環境)環境課長

環境保全費についてでございますけれども、ただいま2,176万1,000円の減ということでございましたけれども、このうち1,023万1,000円については、職員給与と費相当分でございますので、減額になった部分、事業費ベースでいきますと1,153万円でございます。今、お尋ねがございました嘱託報酬でございますけれども、これにつきましては、平成8年度から欠員となっておりました環境調査担当の職員1名、これが新年度補充される見込みでありますことから、事務補助の嘱託職員1名を廃止することとしたものでございます。

それから、次の自然公園清掃等経費でございますけれども、これは国定公園、祝津から赤岩、オタモイ、それから忍路、ニセコ積丹小樽海岸国定公園とありますが、そこに掲げておりますけれども、そのところの清掃業務、これを今まで一括をしておりましたけれども、既に前倒して14年度から私も職員が直営で、公園巡視のときに行うと、こういう形で清掃委託を廃止して、減額をしたものでございます。

それから、次の大気汚染調査費、これは管理経費の中身ともかかわりますけれども、さきほど嘱託報酬のことで申し上げました、環境調査担当職員の職員補充、これによりまして大気の常時監視機器の維持管理業務です。これは、今市内に5局配置、大気常時監視施設がございますけれども、5局の維持管理業務、これを直営に戻す、ということによって委託料を廃止したものです。

以上でございます。

中島委員

今回の予算で、前回、昨年と同様の業務が実施できるのかどうか。今、前倒して、14年から実施しているとおっしゃいましたけれども、仕事量としては増えると、こういう形になると思うのですけれども、実際に今まで業務委託をしていた分をやめて、現場の職員で仕事をすると、そういうことになるのですけれども、労働強化の問題とか、仕事の質の問題が同じように維持できるということで考えていいのでしょうか。

(環境)環境課長

ただいまの労働強化を含めてのお話でございますけれども、環境調査担当1名が増員になることによりまして、今の自然公園等の巡視、それから測定局の測定機器の維持管理、これについて毎日行くわけではございませんので、今の人員の中でじゅうぶん対応できるものと考えております。

中島委員

同じところで、14年度に計上されていた有害大気汚染物質対策事業費420万円というのが、今年度は計上されていません。ダイオキシン対策の問題で計上された事業費でしたけれども、これについてはどういうことでしょうか。

(環境)環境課長

有害対策汚染物質の対策事業費でございますけれども、これは平成9年に大気汚染防止法が改正されまして、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質ということで、優先取組物質22物質が定められたところでございます。

小樽市では平成9年から11年までの3か年をかけまして、この22物質のうちの測定方法が定まっております19物質について、3年間で一巡モニタリングをいたしました。それから、平成12年度からは、環境基準がこの優先取組物質の中で定めておりますベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、それからダイオキシンなどについて測定してきたところでございます。

ダイオキシンにつきましては、ご承知のように平成10年の環境レベル指定調査で、小樽市の真栄町で1.8ピコグラムという高濃度が検出されたため、平成11年から13年まで、これはダイオキシン特別措置法の常時監視あるいは北海道との共同調査ということで実施をいたしました。この中で平成13年3月に主要発生源であります小樽市ごみ焼却場の用途廃止によりまして、平成13年度に大気環境濃度が極めて低く推移をいたしました。これにつきましては、第2回定例会の厚生常任委員会で報告しておりますけれども、このことから平成14年度から北海道のダイオキシンの常時監視計画の中で、小樽市内は環境庁調査地点の1地点、真栄のみを測定するということとされました。これにつきましては、北海道予算で実施されておりますので、平成14年度の小樽市のこの420万円のうちの300万円、いわゆる単年度でございますけれども、ダイオキシンの常時監視測定地については執行されておられません。平成15年10月でも本年同様、北海道予算で実施されるよう要望しておりますので、今回はダイオキシンについて、まず予算要求しておりません。

それから、ベンゼンなどほかの物質につきましても、5年間モニタリングをいたしましたけれども、それぞれの環境基準と比べまして、1けた以上低い数値でありましたので、市民の健康を損なうおそれというのは極めて低いものと判断し、今年度から有害対策汚染物質対策事業をしばらく休止することといたしました。

中島委員

課長の今の答弁では、ちょっとどうかと思います。

主要発生原因である焼却場の廃止によりと、こうおっしゃいましたけれども、平成14年6月17日の厚生常任委員会に出された資料の中では、平成10年度の高ダイオキシン濃度の問題については、さまざまな方向から検討を行ったと。当焼却場が主原因であった場合あるいは当該焼却場以外に発生源があった場合の可能性について検討した結果、原因の特定に至らなかったと、こういう公式発表で、私たちは再三、この焼却場問題については、議会で質問をいたしましたけれども、認めてきませんでした。しかし、今日のお話では主要発生源だったと、このようにお

聞きしてよろしいのですか。

(環境)環境課長

主要発生源と申しまして、環境省の緊急調査時点で、小樽市の中で、いわゆるダイオキシンが発生する主要な発生源はどこかといえば、それは当然、焼却場でございますから、そういう意味での主要な発生源という、それで、13年度の調査区域が前年度に比べて2地点ともほぼ半分以下の数字までダイオキシン濃度が落ちておりますので、そういうことから北海道の方で、そういう判断をされたものと考えております。

中島委員

そのダイオキシンの問題は、通常に行われる北海道の常時監視計画というのは続けるわけですが、高濃度を発生したことによる特別対策としての調査はやめると。安全を確認したということだと判断して、ダイオキシンの一定の問題については、経過を見ていい時期に入ったというふうに私は判断したのだと思います。

今後、平成19年供用開始予定の焼却場がありますよね。それが開設されたときには、また、別個の監視あるいは測定が始まるのでしょうか。

(環境)環境課長

平成19年度からの新焼却場に関しましては、その施設管理の中で、当然、大気、既に生活環境影響調査で測定を始めてございますけれども、ダイオキシンに限らず、ほかの大気汚染あるいはほかの物質につきましても、稼働と同時に調査を継続されていくものでございます。

中島委員

リサイクル推進費について

それでは、同じ環境部ですが、リサイクルの問題です。

129ページにリサイクル推進費が計上されております。この項目においても、いずれも14年度予算より事実上削減されておりますが、とりわけ資源物分別収集事業費が気になります。ごみ減量の主要施策である、このリサイクルの問題について予算を削減するということは、15年度の計画として事業規模を縮小する、あるいは拡大する予定がないと、こういうことでしょうか。

(環境)廃棄物対策課長

資源物分別収集事業の関係についてでございますが、対前年度約250万円ほど減額しておりますが、資源物の収集体制あるいは処理体制に係る必要な経費については、予算をきちっと計上させていただいておりますので、目標とする資源物の分別収集については、きちんと確保できるものと考えております。

中島委員

それでは、どの分野を減らしたということなのですか。

(環境)廃棄物対策課長

減額したものについての内訳であります。1点目といたしましては、全庁的な見直しがされたものの一つであります。機械整備ということで94万7,000円程度減額しております。

それから、主なものの二つ目といたしましては、リサイクルセンター及び伍助のストックヤード、ストックしている場所があるのですが、その除雪の委託料等、平成12年度、13年度などの実績を考慮しながら精査して62万8,000円、三つ目といたしましては、リサイクルとして集めたもののうち、ペットボトルなのですが、ペットボトルの再生付加料金、これについては全国の自治体の負担分がゼロとなりましたので、その分の減額分が24万円程度あります。

残りが、リサイクルセンターの維持管理に係るいろんな経費があります。光熱水費もそうなのですが、その辺の維持管理経費を12年7月からの全市収集から1年半、約2年ほど経過した中、精査をしまして、必要な経費だけを計上させていただいたということでもあります。

中島委員

今のお話では、現状維持できるだけの料金、予算を確保していると、こういうふう聞こえましたけれども、そうすると、15年度については、リサイクル資源分別収集についての拡大計画はないと、こういうことでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

拡大の計画についてであります。現状では平成14年度と同じ内容の形で資源物の収集を考えております。

しかし、実際に資源物の拡大をいたしません。資源物は収集しませんけれども、例えばエコショップという制度も制定しましたし、その他の方法でそれなりのごみ減量に努めていきたいと思っております。

中島委員

ごみの問題については、広域連合に新しい議会を立ち上げて集中議論していますから、なかなか詳細はこちらには報告あるいは情報を確認できない部分もあるかと思いますが、やはりごみ減量をどう進めるかが大きな課題なのです。そういう点では、分別収集の数を多くした方が、より減量化が促進しているという全国的な契機があるわけですから、積極的なごみ減量化計画をすべきだと思います。こういう提案なしに、ごみ有料化だけが先に方針として上がってくるというのは、非常に食違いを感じます。ごみ有料化以前に、積極的な分別収集計画を予算の上でも含めて提示するのが本当ではないでしょうか。部長、どうですか。

環境部長

ごみの減量につきましては、広域連合が設立する焼却場、リサイクルプラザ等々の関係で、平成19年度については大々的というのか、ごみの減量を目指していかなければならないということが一つありますし、その過程として、確かに今からごみの減量の強化ということは当然しなければなりません。

しかしながら、委員もご承知だと思いますけれども、資源物の収集等々の処理体制、例えば容器廃棄物の処理体制は、現在、天神のところでリサイクルセンターで処理していますけれども、許容がもう満杯であるということですので、現実として、今、さらにそういうものを増やすということははばけてしまう。逆にはばけてしまってどうするのだという問題も確かにありますので、さきほど廃棄物対策課長が申したように、そういう負荷のないような別な方法といいますか、周知とかということでそれを強化していきたい。しかしながら、将来的に、ではずっとそのままでいいのかということにはなりませんので、さきほど委員がおっしゃっていましたように、有料化も減量の方策の一つだと考えていますので、ただそれだけでいいということは我々も思っていませんので、それと併せて、どういった減量の方策がとれるのかということは、今後、考えていかなければならないと肝に銘じております。

中島委員

その天神のリサイクルセンターの機能の問題では再三そういうお答えをいただいておりますが、ではそれ以外の道がないのか。こういう処理業者が増えてきていると聞いていますから、そういうところと契約をして一定の量を処分してもらって、そういうことなんかも含めて、積極的な対策なしに有料化するということにはならない。再三、その点についてはお話ししておきます。

老人福祉費について

次、老人福祉費の方に移ります。

今回の予算案の中で、高齢者の生きがい対策費ということで、老人福祉費の中に計上されております。104ページです。この中には高齢者の祝賀経費として200万円、前年度と比較しますと、581万6,000円から半分以下になっているのです。この中身について具体的にお聞かせください。

(福祉) 高齢社会対策室管理課長

昨年と比較して330万円ぐらいの減額がされている関係でございますけれども、大きなものとしては、敬老会の一般参加者の記念品、これが5割減で350万円ぐらいになります。これにつきましては、従来は75歳以上の方、全員の方に配布しておりましたけれども、今年度は事務事業の見直しの中で、今回、75歳と80歳という方を対象に

限定いたしまして見直しをさせていただいたところでございます。あと70万円ぐらいが事務費でございます。

中島委員

敬老の日の9月15日の行事のときに、市民の皆さんにお渡しする景品を限定にすると。全員ではなく、75歳の方と80歳の方に限りお渡しすると、こういうふうに聞こえましたけれども、これでいいですか。

(福祉) 高齢社会対策室管理課長

75歳と80歳の方ということで、対象にしています。

中島委員

参加された方はご存じだと思いますが、この景品を楽しみにして会場までたどり着く方が毎年たくさんいらっしゃいます。景品をもらったら安心してお帰りになる。会には参加しない。そういう方が圧倒的に多いというのも事実です。それだけ楽しみにしている。行かれない方は後から町内会から回って渡してくれます。それを、今回は75歳と80歳に限ると。受付の場でお年を聞いて、75歳の方に渡す、82歳には渡さない、こういう区別でやるのでしょうか。

(福祉) 高齢社会対策室管理課長

従来75歳以上の方にはがきを送付しておりました。そのはがきと引換えで景品を交換しておりましたので、15年度につきましてはその75歳と80歳の方の対象者に、そういうようにはがきを送付いたしまして、それと引換えに配布したいと考えております。

中島委員

ということは、ご案内もしないということですね。75歳と80歳以下のそれ以外の方には、当日9月15日の式に対するのご案内もしないという、こういうことでしょうか。

(福祉) 高齢社会対策室管理課長

これ以外の方につきましては、一応、市の広報あるいは町内会の回覧等で皆さんに周知を図ってまいりたいと思っております。

中島委員

ちょっと驚いて、次の質問が。そうですか。

そこまでの計画だとは知りませんでしたけれども、現在、小樽市の敬老祝金というのは、85歳、90歳、95歳、100歳の4回に限り支給しているのです。ご承知かと思いますが、ふれあいパスの導入のときに、予算確保のために大幅に削られました。敬老の精神とはほど遠い。さらに9月15日のご招待まで景品も渡さない。余りにも寂しい政策ではないでしょうか。さぞがっかりする方が増えると思いますが、私はとてもこの予算案には賛成できません。

平成16年度に市長が何回か発言しております。ふれあいパスを見直さなければならない。高齢者福祉サービスの削減の先取りと、こういうことではないでしょうか。福祉部長、いかがですか。

福祉部長

先取りであるかは別にしまして、これは委員ご指摘のとおり、老人福祉週間というのは、昭和38年の老人福祉法ができて以来、その前後をお年寄りを敬う週間が当時できたわけです。この小樽市の敬老会というのは、さらにその13年前の昭和25年からずっとやっている行事でございます。その間、お年寄りの数も著しく増えていますし、また、高齢者の方々自身からも、中には敬老会に参加しないで見直したらどうかというような意見もあったわけでございます。さきほど課長から説明したこの事業の中で、この景品の占める位置がかなり大きいものですから、見直しの中で、このように考えたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

中島委員

広報を見てきた方もやっぱりいると思うのですけれども、そうしたら受付のところで景品が渡る方と渡らない方

がいる。こういう不公平な、あるいは心を傷つけるようなやり方については、じゅうぶん考えて、少なくとも皆さんが納得できるような形で提案すべきではないかと思うのです。その点についても再考を促して、この項の質問は終わります。

総合福祉センターの無料入浴について

次、総合福祉センターの問題について質問します。

総合福祉センターでは、60歳以上の方に無料入浴を提供しています。大変好評で喜ばれております。先日、福祉センターの方にお伺いして、福祉センターのどんな事業をやっているかという一覧表をいただきましたけれども、かなりさまざまな事業をやっていることがわかりました。老壮大学や児童館や点字図書館、訓練室、障害者の方の特別な入浴も含めていろいろ取り組んでいるようでありますが、特にこの無料入浴について、今の実施回数と時間、1回どのぐらいの時間で入っているのか。1日平均利用人員はどれぐらいか、まずお聞かせください。

(福祉)総合福祉センター館長

ただいまのご質問でございますけれども、総合福祉センターの1階に入浴施設がございます。これは毎週火曜日と金曜日、週2回、12時から午後3時30分まで開設しております。1日の平均利用人数でございますけれども、平成14年度4月から1月までの平均ですけれども、1日平均132.9の方が利用なさっているようです。以上です。

中島委員

現在のところ130人以上の方が1日平均、男性用と女性用がありますから、女性の方が多い利用者だと言っていますけれども、半分に割っても60人ぐらいの方が利用しているという状況です。経年的な状況も含めて、この数年来増えているのか、減っているのか、この利用状況はどうでしょうか。

(福祉)総合福祉センター館長

3年前、平成11年度からの数字で申し上げますが、平成11年度には101回開設いたしまして、計1万2,068人、1日平均119.5人の利用がございました。平成12年度につきましては、100回開設いたして、1万2,047人の利用、1日平均120.5人、平成13年度につきましては、101回の開設で、1万3,090人の利用、1日平均129.6人、平成14年度1月末までの数字ですけれども、さきほど申し上げました1日平均132.9人ということで、年を追って若干なりとも増えている状況でございます。

中島委員

利用時間が12時から3時半ですから、わずか3時間半の間に五、六十人は来るという状況ですね。1日の人数としてもけっこう多いと思うのですが、市内の浴場の利用実態、こういう人数と比較してみてもどうかということで、保健所生活衛生課の方から、市内の入浴施設の利用平均数あるいは基準みたいなものがあればお知らせください。

(保健所)生活衛生課長

市内の銭湯で27施設あるわけでございますが、道の方で定めております経営状態が平均的な入浴数ということで、1日平均入浴者が、大人の換算では109.1人ということになっておりまして、小樽市内では平均といたらおかしいですけれども、少ないところで約20人前後、それから多いところで約250人前後ということになっております。

中島委員

北海道の水準からいっても、109.1人に対して130人ですから、普通の入浴施設で営業しても大丈夫だというぐらいの人数が来ていることになります。

ここの利用している方のご意見なのですけれども、シャワーが1か所しかないのです。蛇口が5か所あるのですけれども、3時間半で60人が入るのでから足りない。利用者の方に対して絶対数が不足なのです。タイルがはがれたままになっても修理がされない。こういう箇所の修理も含めて、再三、改善希望が出ていると聞いておりますが、来年度の予算で対策がされるのでしょうか。

(福祉)総合福祉センター館長

今、ご指摘の洗い場のカランの数でございますけれども、5か所でございます。それから、シャワーについてはそのとおり1か所でございます。これについては、利用者から要望いただいていることは事実でございますけれども、この改修につきましては、給湯、給水、その部分での大幅な工事が必要となりますので、これについては財政的な問題もありますので、難しいものと考えてございます。

それから、ご指摘のタイルの問題でございますけれども、これについては平成15年度の予算の中で要求してございまして、これについては補修したいと考えてございます。

中島委員

この問題を取り上げたのは、このお話を持ってきた方は独り暮らしの男性でしたけれども、1月下旬でしたか、自宅で一人で亡くなっているのが発見されまして、この方が最後に私にお願いしていたのが何とかあそこのふる場をよくしてほしいと、こういう意見だったものですから、これはどうしても取り上げなければならないかと、今日はこういう立場で取り上げた次第です。タイルを直していただけるそうでありがたいと思いますが、お話を聞きますと、60歳以上の方はだれでも利用できる、こういう施設だそうです。私たちが60になれば利用できる。何の制限もないところで、多くの方が楽しみに利用していますし、また最近の景気の悪さや所得の目減りなどの中で、大変喜んで利用されている状況がありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

今言った施設の改善のほかに、利用日の増加、2日から3日にならないのか、あるいは時間も30分でも長くできないのか、こういうことも含めて、ぜひ、前向きのご検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(福祉)総合福祉センター館長

利用日数の増ということでございますけれども、これにつきましては、当然、お風呂をたくボイラーの方がいらっしゃいます。これにつきましては、その方のその勤務日を増やさなければならないという問題もございまして。それから、利用時間の延長でございますけれども、現在3時半までやっているのですけれども、総合福祉センター全体の開館時間が、4時までとなっておりますので、おふるを上がってそのまますぐ帰るわけにはいかないと思いますので、やはり汗の引くまで30分ぐらい休んでいただいて、4時の閉館時間にはお帰り願うというようなことで時間の設定をさせていただきますので、これにつきましては、総合福祉センター全体の開館時間の問題もありますので、それについても難しいものがあるのかなというふうに感じております。

中島委員

機会があればぜひ検討していただきたいと思います。

さわやか運河健診の有料化について

次は、健診の問題で保健所に聞きます。

今回は、さわやか運河健診の有料化の方針が出されております。具体的に市民の方が、今までどおり健診を受けたらどれぐらいの負担になるか。基本健診とがん検診で分けているようですが、一般的にお答えいただけますか。

(保健所)保健課長

15年度からの一部負担を予定しておりますけれども、これは老人保健法の費用徴収額に見合ったところで試算させていただきました。

基本健診ですけれども、これは1,200円を予定しているところです。それから、がん検診はそれぞれがんの種類によって金額は違いますけれども、総額の2割程度の負担をしていただきたいということで設定いたしました。

中島委員

そういうことですから、基本健診1,200円を受けて、胃がん、肺がん、大腸がんを受けたら、3,000円の追加で4,000円以上になるわけです。こういうお金を出して検診を受けられるかという、これまではただだったのです。受診率が下がるのではないかとということが非常に心配なのですが、私、今日、資料を要求いたしまして、この受診者の推移表というのを出していただきました。平成4年から13年まで小樽市の基本健診、それぞれのがん検診の受診率

がどのようになってきたか。北海道、全国との平均でどうかということを出しました。

まず、所長の方からこの小樽の検診の受診数やがんの発見状況、検診の到達点について、どのようにお考えなのかお聞かせください。

保健所長

今のご質問の件ですけれども、ちょっとつかみづらい、お答えづらいんですけれども、健診自体がどういうふうに移してきたか。これまでの流れは、余り僕、変わっていないと思うのですけれども、ただ検診率の算定のしかたとか、対象の異なるものが変わったりしていますので、ただこれまでの流れがだいたい同じだということです。この検診率をもっと上げる方がもしいいとしたならば、これはいろんな方策はあると思いますけれども、ただ、無料化、有料化、また、有料にした場合のその金額を比較してみた場合、全国的にこれは余り関連していません。無料だから非常に検診率が上がるだとか、有料化の場合の金額が上がるとか下がるとか、余りそういうことはないと思うのです。ですから、我々はむしろ検診を受ける、がん検診を受けるという、そういう自発的に受けなければならぬという啓発が中心かと思っています。

中島委員

例えば、がんの発見数はお答えになりませんでしたけれども、保健所年報で見ますと、毎年だいたいこの検診で130件ぐらいのがんの方が見つっている。貴重な検診だと思います。検診の受診状況、受診率を見ますと、だんだん上がってきて、基本健診は、平成13年度で35.1%と一番高くなっています。これは、全国平均に比べて41.8に比べては低いですが、全道平均よりは高い状況です。まだ、ほかにはその他のがんなどを見ますと、低いのも高いものもありますが、基本健診が高くなるというのは、私は重要なことだと思うのです。対象者の3割の方が受けるようになったと。今、所長は有料化しているかどうかについて受診率に影響はないと、こうおっしゃいました。今、なぜ、15年度から有料化するのですか。

保健所長

なぜ有料化するかという直接なお答えとしては、これは全国的に同じなのですけれども、財政の問題だと僕は思っています。そして、全国的に有料化、それも金額が上がってきている傾向があるのは事実です。実際、データをいろいろ分析してみた場合、全国のデータを分析してみた場合、小樽市の場合、無料化を続けることが、がん検診の検診率又は基本健診の検診率が更に上がっていくとは、僕は思いません。それは、医学的にもそういうふうなデータが出ています。ですから、いかにこの検診率を上げるかというのは、非常に難しい問題で、もちろんこれは個々の対象者が無料で受けられるということと、有料で受けられるということと比較した場合、無料の方がいいということは、これは間違いありません。でも、検診率を上げる、そういう疾患から守るという観点から考えたときに、これは必ずしもそういう結果になっていません。ですから、なぜ有料化にしていくかといったときには、これはやっぱり財源の問題だけじゃないと思います。

中島委員

それは、またすごく矛盾するお答えだと思うのですね。無料と有料を比べたら、無料の方が受診しやすいことははっきりしていると。しかし、受診しない限りはがんは見つからないではないですか。年間130件見つっているがんが受診しなかったら見つからないことになるのですよ。これはやっぱり無料にして、受診する回数が、リスクが少ない方がずっとがんが見つかることになるのは当然だと思います。受診率、検診率を高めるためにも、無料化が必要だというのが本当のところだと私は思うのですけれども、今回の有料化の背景には、国民健康保険の国庫補助の問題があると聞いていますが、この件についてはいかがですか。

(市民)保健年金課長

ただいまありました国保の助成事業として、今まで国庫負担100%で交付がされていたのですけれども、14年度から国庫補助が打ち切られました。それで、国保加入者のうちの市民税の課税世帯の人に、本来とるべき自己負担に

ついて、これまで保健所の方にその部分を、国から来たものを出していたのですけれども、それがもう14年度からはできなくなったということでございます。

中島委員

背景には、国の行財政の地方への大幅な負担があるのです。こういうものをそのまま市民にかぶせていくのだったら、地方自治体の意味はないのです。ここで、どうやって市民の健康や命を守るのかというのが課題ではないでしょうか。財政が大変だから、受診率がどうなってもかまわない、こういう話にはならないと思うのです。とりわけ保健所にとって健診というのは、魂にも匹敵する業務ではありませんか。これを、簡単にそれも4月から健康保険本人の医療費の3割負担を実施するという、このときになぜぶつけて有料化するのですか。だからこそ、無料で検診を受けていただいて、病気にならないように頑張ろうというのが普通ではないですか。これについてはいかがですか。

保健所次長

受診率の問題と、今この有料化という問題なのですけれども、この有料化というのは、15年度当初から実施するというので、これに向けて直近で検討していたということではなくて、さかのぼること3年前から有料化という部分は、私たちの検討してきた課題であったと。平成5年から4年間までは有料化であったわけです。それを元に戻すということにはなるわけなのですけれども、確かにさきほど所長が言いましたように、有料化、無料化、それが即受診率にはね返るかどうかというのは、ただそれだけの要素ではないと思います。やはり5年から無料化はしたのですけれども、それは私どももそういう市民の方に2次予防ということで受診をしていただくようにということで、ただ無料化にしてこういう結果につながったわけではなくて、私どもの組織であります地域の健康推進員とか、そういう方々にもお願いして、地域でござってこの健診を受けていただきたいということ、大きくお願いして、PRして、ようやくこの受診率にこぎつけたという経過がございますので、単に無料だから、この受診率になったという経過ではございませんので、そういうことも事実でありますので、このようにご理解いただきたいと思えます。

中島委員

それでは、実践したときに、もし受診率が著明な低下を見たときには、これは検討するのですか。

保健所長

全国のデータを見たら、一過性で下がるところは確かにあります。でも、翌年度には戻りますし、逆にほとんどその影響がないというデータが、僕はやはりこれからの健康だとか病気を守るということは、みずからが考えるのだよと、そういうふうな方針であると。確かに、そういった中で負担ができないという人たちに対しては、それなりに考えるべきだと思いますけれども、すべてそういった検診、自分の病気を発見するような検診を無料でやらなければならないということではないと思うのです。ですから、無料にしても全く受けない人が多いのです。今後、下がったときにどうするかという予測については、そんなに下がらないと思えます。

中島委員

この項目で最後に聞きますけれども、現在、働き盛りの日本人の健康状態というのは、どういう状況になっているかご存じですか。保健所の方では、ここにいらっしゃる皆さんの年代、この年代の日本を支えている働き盛りの壮年期の皆さんの健康状態について、どういう認識をしていらっしゃいますか。

保健所長

いろんなデータはあると思えます。それは、例えば健康度合いを見るときに、ではどういう見方があるかと、いろいろあると思うのですけれども、僕はやっぱり世界的に見て、今の日本の中年の健康度は悪いというデータはないと思えます。ただ、いろんなこの疾患の保有率とか、そういったものは非常に最近チェックができるようになりましたから、詳細なものはあります。例えば、1万人当たりこういう疾患を持っているのはどのぐらいだとか、そ

ういったデータがありますけれども、即、今の我々の年代が、では本当に健康がどんどん悪くなっているか、これは、なかなか判断が難しいと思いますし、僕は個人的には年々よくなって、そんなに変わっていないと思うのです。

中島委員

所長は何か年々元気になっているというお話ですけれども、これは全国で成人健診や人間ドックを受診した約276万人の検査結果、生活習慣病とかかわりの深いところを分析した人間ドックの学会で発表された中身です。7人に6人は異常があると、こういう結果が報告されています。異常なしと言われた人が、1984年には29.8%、約3割いたのに、2001年には13.3%と、ほとんど健康の人の方が、異常のない人の方が少ない、こういう結果なのです。ストレスや外食やコレステロールの値など、問題があると思いますが、こういう問題を解決するために、今、保健所がさまざまな健康活動をしているのだと思うのです。そういう状況を悪化させないで前進させるためにも、健診の有料化はやめるべきだと思います。

委託業務の見直しについて

それで、最後の質問になりますけれども、今回、予算委員会の1日目、そして今日のお話を聞きまして、予算計上のための各分野の中で、今まで委託あるいは外部に仕事を頼んでいたところが、今回は職員で仕事をするにすることで、経費の削減を図っているというところがだいぶあるようです。例えば、火葬場の施設維持補修、火葬炉の補修、設備補修なども予算がだいぶ減っていましたけれども、この理由については、そのようにお答えになっています。

今日の環境課長のお話でも、職員1人が戻ったと言っていましたけれども、シルバーさんからお願いしていた仕事をやめて、自分たちみずから自然公園のごみ拾い、観測データのチェックをやるようにしてお金を減らしましたと、こう言っています。

そういう点では、委託あるいは外部発注の仕事をやめて、職員間でなるべくやるようにと、こういう指導があったのでしょうか。財政課長。

(財政) 財政課長

まず、財政健全化の取組につきましては、昨年の実質的には連休明け、5月から始めております。その中で事務事業の見直しをお願いする際には、従来からやっております委託だとか維持補修だとかありますけれども、外部に出している、従来から出しているから出すということではなくて、全部白紙に戻して見直してほしいと。そういう中で直営でできるものは直営でという考え方を示して、お願いはしてございます。

中島委員

現場の職員の了解だとか、あるいは組合との協議とか、こういうところは問題はなかったのですか。

(財政) 財政課長

予算の要求につきましては、基本的には各所管でまず予算案をつくりまして、各部の中で調整、編成していただいているところであります。そういった意味では、現場サイドには中身について承知されているというふうに認識をしておりますし、組合等を通じて職場内でいろいろ問題があるという話は聞いてございます。

中島委員

業務委託というのでしょうか、そういうこと自体がどういう基準で行われていたのかという点についても基準があるのなら、お答えいただきたいと思います。コスト軽減、本来なら職員でやる方がよかったのにそうではなかったのか、それとも外部に委託した方が効率的でコストも削減できるとしてされていたのか、こころ辺の考え方はどうなのでしょう。

(財政) 財政課長

外部へ委託する基準ということですが、業務自体がさまざまでございますから、特別統一した基準というのは設けてはいないと考えております。当然、個々の事業につきましては、専門性もあると思いますし、効率性だと

か、財政上の効率性もあると思いますけれども、そういうものをより総合的に勘案して判断してやってきたというふうに考えております。

今回、見直しをお願いして、一部直営でやっているのが何点かあると思いますけれども、限られた財源の中でやっていきますので、市民サービスに影響のないところを中心ということになりますと、当然、管理的な経費を削減していかないとならない。そういう中で、官も民も同じだと思いますけれども、税を使ってやっていく事業ですので、今、現状の職員でできるものがあれば自分たちでやっていくと、そういう中で管理経費の削減ということ、そういうことは当然だったのだらうというふうに思います。その中で、職場内では可能な範囲で直営のものは直営ということでの予算付けをしていただいたというふうに考えております。

中島委員

終わりますけれども、コスト削減、経営効率ということで、ともすると民営化、委託業務にするようにということの声がよく聞かれますが、今度の予算で見ると、そういう部分ももう一度自分たちの手元に引き寄せざるを得ないという事態も起きているわけです。民営化や委託イコール効率化、コスト減にならないという内容ではないかと思うのですが、よくよく検討して進めていく必要があるのではないかと私は思います。何かご意見ありますか。

財政部長

財政課長からのご説明申し上げましたけれども、確かに今回財政健全化に向けたいろんな対応というのがすべての事業、すべての歳入についていろいろと検討したことは事実のとおりであります。そういう中で、今、内部からできることから、まず進めようということで取り組んだわけでありまして、そういう中でやはり職員一人一人全体の知恵と工夫もやっぱり必要だという、いわゆる健全化に向けての意識改革も必要だということもありますので、そういうことを各部にお願いしながら、今回の編成に向けたいろんな案を出していただいたわけでありまして、確かに、今、課長からお話ししましたとおり、専門的、技術的なものの関係では、職員では賄い切れない面もあるわけですから、それは出た段階ではもちろん委託だとか、そういうお願いをすることも出てきますけれども、できる限りみずからの手でやれるものはやっていこうという考えは、一応いたしました。

北野委員

築港地区の土地使用の変更について

時間がありませんので、二つだけに絞って伺います。

最初に、建築都市部に聞きますけれども、都市計画マスタープランにかかわって、築港地区の土地利用の変更が可能というお答えだったのです。しかし、臨港地区であるということは依然として変わっていないわけですから、今は国土交通省に統合されましたけれども、当時の建設省と運輸省の対立があって、そして現行の土地利用計画の上に再地区がのっかって、現在の施設ができています。

今度、昨日、都市計画課長からお話ありました再地区のゾーニングの部分を変更できるのだと。それは論理上はそうなるかもしれませんが。しかし、事の経過からいって、それでは政府の方に、臨港地区でありながら文教施設とか病院を建てたいと、そういうふうに変更したいと持っていった場合に、可能性はあるのかということ伺います。

(建都)副参事

今のご質問ですが、この地区は当初からやっぱり都市サイドの土地利用、それから港湾サイドの土地利用と二つの規制を持っている地域だということで、その中で都市計画法上、用途地域が定まっている。それから、臨港地区という面では、港湾法に基づく分区条例が定まっている。そういった中で、当時ああった工業跡地や鉄道敷地、これは全国的な問題なのですが、今の規制の中でこういった土地が非常に跡地利用としてできないと。そういった中でどう進めていくかということで、法改正が行われて、再開発地区計画制度というのができたわけです。そういったものができた中で、この築港地区をどうするかといったことで、当時の運輸省、建設省が協議をし、今言われ

る運建協議という形なのですが、その中でまず再開発地区計画制度を導入しようと、こういった中でその中身をどうするかということで、一つにはこの地区の全体的な土地の方向性というのは、目標をどうするかということが定まっている。その目標に基づいて、それぞれ大きな敷地なものですから、それぞれ地区を分けた、ゾーニングをしてきたと。そして、ゾーニングの中で、この土地利用の方針をどうするかといった協議が当然されてきたと。今後、この土地利用を進めていった中で、当然、この間も都市計画課長が答弁しましたように、その目標下にある土地の基本方針を変えることが、制度上可能だといった中にあるのですが、実際のところはやはり港湾法に基づく臨港地区、この辺の考え方というのがかなり重要性を占めてくるのではないかと、こう思っております。

そういった中で、こちら辺の国等の協議がなされて、こういった形で整備されていくか。そういったものを見守って、その後、一定の方向が出た段階で、この再地区の見直しというのが行われていくというような形になると思います。

北野委員

今の答弁どおりだとしても、大変難しいハードルを越えなければならないということだけは確かだと、それだけ確認しておきます。部長、そういう理解でいいですね。

赤岩2丁目の家庭菜園について

それから、最後ですが、昨年の第4回定例会に、時間がなくて確認していなかったのですが、赤岩2丁目の家庭菜園予定地です。市長が判断を間違っ、勝手に市長の許可事項でないものを、知事の許可事項を勝手に伐採してしまったということがわかったのですが、そのところは、伐採後、家庭菜園をつくるという計画で樹木の伐採を届け出ているのですよ。そうすると家庭菜園ということになると、建築都市部の所管になると思うのです。

私は、前から言っていますけれども、今の法制度の下で、仮にここに家庭菜園がつけられたとしても、電気とか水道は供給すべきではないというふうに思うのです。これは当然の話なのです。北電は、小樽市さんからそういう要請があれば、電気の供給はしませんと言っているわけです。北電がそう言っているぐらいですから、須貝さん、あなたのところはどうするのか。この水道と電気をどうするつもりでいるか、それぞれお答えください。

水道局長

従前にご案内だと思いますけれども、不法建築物でも給水の要求があれば、それはしなければならないというのが裁判の判例になっています。

北野委員

裁判の判例だというのでしょうか。

(建都)副参事

赤岩の家庭菜園の件なのですが、家庭菜園をやることで建築都市部という話ではなくて、家庭菜園をやることに造成が伴ってくると、当然、規制の対象になってくると。そういった中で、我々としても、水道局も含めた形で給水、電気、そういったものについての要請というか、関係機関、そういったところに要請をしているところであります。そういったことが起きないような形、事前な措置をとっているということです。

北野委員

これは念を押しておきますから、実際に建物が建てられないところに、平然と建てられているという事例が小樽にあるわけですから、そういうことが目の前で再び行われるということは、あなた方の責任になると思うのです。そういう点は強く指摘しておきますから、この点は心してかかっていたきたい。

終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結をいたします。

自民党に移します。

成田委員

空き家対策と雪害等について

それでは、質問に入ります。

最初に、今年の冬の降雪量から聞きたいと思えますけれども、土木部の方に降雪量、去年と今年の比較で教えていただきたいと思えます。

(土木)土木事業所長

今日現在の降雪量でございますけれども、今年度の降雪量は4メートル66でございます。それで、昨年度の今日現在の降雪量は3メートル35センチでございます。

成田委員

去年と今年でかなりの降雪量の違いというのが、歴然としてわかりますけれども、そこで質問に入らせていただきますが、去年の1定の一般質問の中で、質問させていただきましたが、空き家対策の件でお願いしました。今年この降雪量に関しての雪害の実態というのは出ているのでしょうか。

(建都)建築指導課長

市内の一般の住宅に関しての雪害の件だと思いますけれども、通常この時期になりますと、例年いろいろとその件については出てきている状況でございます。

成田委員

どのぐらいの数が出ているのでしょうか。サービスセンターの方にも苦情は行っていると思えますけれども、数はどのぐらいの数になっているのでしょうか。

(建都)建築指導課長

今日、資料を持ってきておりませんけれども、苦情相談関係については、この時期までにはやはり数十件ということになっております。

成田委員

昨年に比較して数はかなり増えているのでしょうか。

(建都)建築指導課長

例年と変わらないかと思えます。

成田委員

それでは、例年と変わらないということは、改善されていないとも受け止められる部分があると思えますけれども、例えば雪が降って、その隣に屋根の雪が落ちた。その雪が隣のうちの敷地に入ってきたときに、隣のうちの人が雪を処理しなければならない。そういうことというのはあるのです。当然、道路にも落ちる。雪が降りっぱなしで降り積もっている場合もありますけれども、自然に落ちていって、屋根の雪が勝手に落ちていって、道路をふさいだり、通行の妨げになったり、それから隣のうちの窓ガラスに触れたり、そういう状況というのが出てきていると思うのですけれども、その辺の苦情はありませんか。

(建都)建築指導課長

ただいま委員のおっしゃった落雪等の苦情については、私どもが申しあげましたように、例年は数件出てきているのが実態でございます。その間にその件に関しましては、やはり建物の所有者の方に調査をした上で、私どもが現地向いた中で指導をしている状況でございます。宅地内、私道路内、いろいろと弊害もございませぬけれども、そういった情報が入ったときには、現地に赴いて指導をしている状況でございます。

成田委員

所有者が判明している人は、そういう対応ができるのですけれども、現に所有者が小樽に住んでいない、また、

連絡がとれない、完全に放置されているような住宅というのも考えられるわけなのですが、そういうときにはどのような対応のしかたをされているのですか。

(建都) 建築指導課長

それは確かに難しい問題かと思えます。私どもも関係部と連携し、情報交換をしながら、あくまでも所有者と、さらには縁故関係、調査を進めさせていただいておまして、最悪やはり所有者等が判明つかないといった場合には、正直申し上げましてお手上げの状況にあるということでございますけれども、今後もできる限り、そういった各方面からの情報を得た中で、また、付近の聞き取り調査もしながら縁故関係の調査を進めて、所定の指導を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

成田委員

完全に所有者が小樽からいなくなった、また、関係者も小樽にいなくなる状態になる前に、税金なり、固定資産税なり、払っている状態だと思います。また、どなたがどういうふうにして生活しているかということも、それぞれの民生委員の立場、福祉の中でもそういう調査というのは可能だと思うのです。当然、空き家になる予備軍として、この対策を先につくっておくような、そういうような行政を行っていく考えはありませんか。

(建都) 建築指導課長

今までの本来、関係部局と連携し、その都度、集まってやはりそういったことを協議しながら、では、どちらの部がどういったことをしたらいいのか、こういったことも関係集まった中で、実際に本年度につきましても協議を進めている中で、今、委員おっしゃったように、確かにこれは非常に難しい問題だと思いますけれども、調査の関係は、まず縁故関係、さらにはその町会の民生委員の方の協力も得ながら、何とか善処してまいりたいと考えてございます。

成田委員

迷惑するのは、その近所に住んでいる人たちなのです。一般市民の人たちが迷惑するわけなのです。また、夏の間はネズミの発生だとか、そういうことも考えられるのですけれども、保健所ではどのような考え方ですか。

(保健所) 生活衛生課長

近所の方から、そういったネズミの相談とか来た場合については、こちらの方で現地調査等含めまして、駆除が必要なものや、必要でないものとかは、そういったことでもいろいろ出てくると思うのですが、業者を紹介したり、そういったことで対策を指導するような状況でございます。

成田委員

空き家はこの辺でやめたいと思います。

水道局の方は、この空き家の水道管の凍結なんて起きないものなのですか。空き家になった状態のときには、水道管はメーターを止めますよね。それはうちの中で止めるのですか。どこで止めるのですか。

(水道) 給水課長

年間やはり空き家になっていて、中で凍結しているという部分は何件かあります。その場合、メーターのところでは止めたり、そういう形で対処しております。

成田委員

その費用というのは、どなたに請求するのですか。所有者がわかっているところはできますけれども、所有者のわからなくなったところにはどのような請求のしかたをするのですか。

(水道) 給水課長

メーターで止める場合については、費用はそれほどかかりませんのでいいですけれども、あと破裂とかしているところにつきましては、とりあえず所有者がわからないところにつきましては、局で費用負担しているところもあります。

成田委員

このように、小樽市でもやっぱり負担しなければならない事例というのが多く出ると思います。これは、やっぱりこれから地方分権の進んでいく中で、自主、自立、自己責任というのを、自治体だけの問題でなくて、市民一人一人もそのような自覚を持っていくような政策をつくっていかなければならないと思います。市の理事者の職員の人たちも、これを自覚させるようなしくみをつくっていただきたいと思います。

生活保護家庭の実態について

そこで、質問に戻りますが、生活保護家庭、この実態についてちょっとお伺いしますが、老人世帯と母子家庭の世帯に分けてお伺いしたいと思います。

(福祉)保護課長

小樽市の生活保護世帯の実態でございますけれども、世帯類型別に申しますと、13年度の実績で申しますと、高齢者世帯が49.9パーセント、約50パーセントが高齢世帯、母子世帯が12.2パーセント、障害者世帯が31.7パーセント、それからその他の世帯が6.2パーセントという状況になってございます。

(「聞こえない」と呼ぶ者あり)

委員長

課長、もう一度お願いします。

(福祉)保護課長

世帯類型別で13年度の実績で申しますと、比率なのでございますけれども、高齢者世帯が49.9パーセント、それから母子世帯が12.2パーセント、傷病・障害世帯が31.7パーセント、その他の世帯が6.2パーセントといった比率でございまして、14年度の1月末の世帯数でございますけれども3,120世帯です。人員が4,628人でございます。

以上です。

成田委員

この老人世帯というのは、やっぱりこれから高齢者がどんどん増えていきますし、生活困窮者という方もこの不況の中ですから、かなりの方がいると思います。その中で、やはり真剣に自分の家庭を守っていくという姿を見えている方もおります。ただ、残念ながら、そういう方でない方もいると思うのです。いることも考えられると思うのです。それが、実態でないかなと思うのですけれども。そこで、さきほど言った自主、自立、それを生活困窮者に比較して、自分たちが生活保護を受けるのは当然と思う家庭の方もおりますが、その人たちのためにも、また、子どもの育成の中でも、生活保護を受けることによって子どもの成長過程の中で、親の姿を見て子どもも成長していくわけです。そういうことをきちんと受け止めさせるような生活のしかたということを指導するような、そのような立場になっていただきたいと思っておりますけれども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

(福祉)保護課長

生活保護の考え方、正しく今、委員のおっしゃったように、実際に能力を最大に活用しても生活できない方が、自立するまでに生活保護の適用を受けるという考え方、こういう考え方の下に、私ども日常業務を行っております。

成田委員

確かに、本当に自立できるように支援していただくような、ただ、保護を受けて、日中は遊びに行っていて、そして帰ってきて子どものご飯支度もろくにしない、そういうような家庭がある場合、そういうところの中で育った子どもというのは、仕事をしなくても、汗をかくことをしなくても生活ができるのだと、こういうような生活に子どもがなった場合に、子どもが大人になったときの将来が非常に心配になるわけなのですけれども、その辺を含めて、今後、生活保護家庭の困窮家庭の方々も含めて、皆さんで話し合っ、何かいい方法、改善をしていただきたいなと、そのように市民の方、たくさんの方、そう思っています。それが実態だと思っておりますので、真剣に取り組んでい

ただきたいと思います。これについてどのような考え方がありますでしょうか。

(福祉)保護課長

正におっしゃるとおりでございます。ただ、さきほど親が働いていないということがありましたのですけれども、これはそれぞれいろんな事情がございます。稼働年齢層であれば働いていない世帯、子ども主治医訪問を必ずしております。主治医訪問の意見を基に、囑託医の先生と協議して、稼働の可否の判断をしていくと、そういった子どもでできることはじゅうぶんした上で、その世帯に合った処遇を方針として立てて対応しているところでございます。

以上です。

成田委員

やはり私も1年生で、海外視察に行かせてもらいました。中国の実態の中で、生活保護をもらっている方が、ボランティア活動をしているのですよ。中国でもそのような活動をしております。一般市民の方が見て、それが歴然とわかるような形でボランティアをやっているのです。そういうような実態もありますので、何とか、ただもらっているだけでなく、社会に貢献して、貢献度を見て、若い体が丈夫な方は働けるわけですが、働く場所がないからできないわけですから、ただボランティアは、それはできるのではないかと。ボランティアを提供してあげれば、ボランティアはできるのではないかと。社会に貢献をしたことによって、受給できるような、そのような変な形になりますでしょうかけれども、その辺を考えていただけたらと思いますけれども、どのように考えているでしょうか。

委員長

いいアイデアが出ましたので、部長、答弁をお願いします。

福祉部長

ボランティアについては、生活保護を受けていてもいなくても、そのことは直接結びつかないもので、あくまでもご自身の発露といいますか、意欲の発露によるものでございますので、それと同じテーブルで議論といいますか、話することはちょっとできないかなというふうに考えます。

成田委員

同じテーブルで話ができないということは、非常に残念ですが、そのようにできれば、そのような形で一般市民の方が変な目で見ないような、当然もらっても、あそこうちだったら当然だ、あの家庭なら当然だという、それを見てももらえるような生活保護の支給のしかたというか、受給のしかたをしてあげればと思いますけれども。

福祉部長

一定の運用ということで、国からの指導もございますし、また、子どももそれを目指して、職員の研修もやっているところでございます。今後とも適正な運用に努めてまいりたいというふうに思います。

成田委員

それでは、部長、よろしく願いいたします。

廃プラのリサイクルについて

それで、質問を変えますが、廃プラの問題で、今年の4月から廃プラのリサイクルが実施されます。実施される企業の中でまだまだ周知できていない企業が多いと思いますが、その辺を環境部としても、企業に周知して徹底して廃プラ、これはリサイクルですから、今までは最終処分場の方で処理されております。これは今後、大きな問題に発展しますので、これはリサイクルにした方が、私もいいと思います。その辺を企業の方に理解をしていただきながら、前へ進めていただきたいと思います。その辺はどうでしょうか。

環境部次長

これにつきましては、本年の4月から、これまで埋立て処理してまいりました塩谷の寅吉沢の産業廃棄物処分場、

ここの搬入を規制いたしまして、リサイクルできる産業廃棄物の規制の中で、廃プラスチックにつきましては、リサイクル施設に持ち込むということを基本にいたしまして、現在、そういう処理をお願いしています。

なお、この寅吉沢地域からの搬入につきましては、私どもといたしましては、やはり広く排出事業者の方々あるいは収集運搬処理業者の方々に理解をしていただくと、そのようなわけでございますので、本年の2月1日のごみゼロ広報の中でもお知らせをまいりました。さらには、2月の末から3月の初めにかけて、収集運搬業の処理業者の方々への周知と、排出事業者の方々、それぞれの団体の方々などにおきましては、詳しい説明をやっていただきました。

その中で確かに成田委員おっしゃいましたように、やはりまだまだ浸透していない部分も一部あるかとは思いますが、それらにつきましては、また教えていただきたいと思っておりますし、また、私どもといたしましては、業者の説明会の中で、何か疑問がありましたら、ぜひ連絡をしていただきたい。また、個別に説明したいということがあったら、全体的な指導の努力を、こういうことを全市的に取り組みたいと思っております。

成田委員

やはり、循環型の社会ですから、どんどんリサイクルできるものはリサイクルして再活用していただく、これが環境に優しい問題だと思いますので、ぜひ環境部としてもリサイクル活動に全力を挙げていただきたいと思っております。

また、先日の代表質問の中で、ごみ収集の委託業務が出ていました。その中でやはり環境部としても、この委託業務をするのはいいですけれども、今までの職員の方もおります。また、委託業務を受けている業者もいます。その中で、いっぺんに変えるというのは大変だと思いますので、環境部としてはその辺のサイクルというか、何年度からスタートしますよという、わかる範囲でけっこうですけれども、お示しいただければと思っております。

環境部長

ごみの収集運搬の委託の関係でございますけれども、現在、広域連合の方で進めております焼却施設あるいはリサイクル施設関連の方は、平成19年度にほとんど終わっているわけです。いわゆる分別収集、資源ごみの分別収集の拡大だとか、あるいはその収集運搬体制そのもの見直しといったことも、併せて行われていくかどうか、そういったことの中で、やはり業務がそれまでも相当増大していくのではないかとということ、まず私どもはそのように考えております。

また、今、成田委員がおっしゃいましたように、やはり毎年、定年退職をしていく形というわけですが、実は平成19年度段階では、まだまだ若い職員がおりますので、所定のものではできると。しかし、そういったことに対する対策を立てられるものかといいますと、やはりこれからはやはり効率性や業務の効率性などを考えた場合には、やはり民間委託ということ、まず考えていかなければならないと考えております。

しかしながら、その民間委託に当たりましては、やはりこのごみ収集というものが市民生活の基本を成している、特に大事なものでありますことから、ただ単に業者任せにするというわけにはいきませんので、そういった指導体制をどのように進めてやっていくか。あるいはまた、委託の受皿となるべきものが、果たしてどういう形が将来的にいいのかと、こういったことも考えながら、その体制をやはり考えていく必要があると思っております。

私どもといたしましては、現在、その広域連合の中での一定の計画が見えてきたわけでございますので、特にやはり平成15年を中心に、その辺の具体化を図っていきたいというふうに思っておりますので、今段階、いつからということについては言えませんけれども、そういったことでは、できるだけ早い時期に具体的方向性を見極めていきたいというふうに考えております。

成田委員

ありがとうございます。終わります。

前田委員

精神保健対策費について

何点が保健所の方へ質問をいたします。

さきほど他の会派の方からも出ておりました。精神保健の関係ということでお聞きしていきます。

それで、この15年度に関連して予算の項目、それと14年度の予算額と15年度の予算額、それに比較してのこの関係。なおかつ、この予算項目何点があるわけですけれども、どういう事業なのか、ここは特に詳細に説明をしていただきたいと思います。

(保健所) 保健課長

精神保健対策の保健所の中の内容ですけれども、精神保健対策費の中には健康相談といいますが、心の健康相談のことも入っております。心の相談のことが主なところでございます。

前田委員

項目ごとに言っていたらいいのですが。

(保健所) 保健課長

失礼いたしました。

精神保健対策のことですけれども、精神障害者の地域共同作業所、ステップアップおたるの補助金ということ、このことが一つです。それから、精神障害者の共同住居に対する補助金でございます。3点目が精神障害者の短期入所事業に対する補助金。次が精神障害者の地域生活援助事業、グループホームということをやられていますけれども、それに対する補助金のことがまずは入っていると思います。それが一つ大きなところですが、そのほかに保健対策費というのが、126ページのところにありますけれども、その中の精神保健対策費が精神に関する予算でございます。その精神保健対策費ですけれども、さきほどお話ししましたように、心の健康相談の部分、もう一つは精神・保健のデイケア、社会復帰学級なのですけれども、保健所で実施している社会復帰学級を運営するための費用でございます。

それから、精神障害者の社会復帰施設等、通所、交通費の助成事業、これは社会復帰施設、保健所のデイケアもそうですけれども、共同作業所等に通う場合の交通費の半額を補助しようという事業でございます。

重だったところは、以上でございます。

前田委員

ちょっと遠くて余りよく聞こえませんでした。それで、この項目、前にいただいているやつ、わかりますよね。それで、この項目、こういう文言が書かれていますけれども、中身というか、具体的にどういうところにどうしていったらいいのか、また、使われるのかということ、ちょっとお聞きしたかったのです。それで、項目のところを詳しくお話しくださいということだったのですけれども。

(保健所) 保健課長

二、三の事業にのっとってお話ししていきたいと思うのですけれども、一番上に精神保健対策費が15年度12万1,000円という形で上げております。これは、保健所内における心の相談の運営のために予算計上しております。

それから、精神のデイケア事業費に関してですけれども、これを15年度は10万円という形で上げております。これはさきほどお話ししましたように、保健所における社会復帰学級、友遊クラブと称してはいますが、そこにかかわる費用でございます。

3点目の精神障害者社会復帰施設等通所交通費の補助事業ですけれども、共同作業所、ステップアップおたる、それから保健所の友遊クラブである社会復帰学級、精神障害者の地域生活支援センターと言われているやすらぎ、そこに通所するときの交通費の半額を助成する制度でございます。それに、119万6,000円を計上しております。4点目が精神障害者の共同作業所運営費補助金、これはステップアップおたるに計画しておりますけれども、これは精神障害者が居宅で生活していくときの、技術を覚えたりという形での共同作業のことです。これが1,22

6万8,000円を予算計上しております。5点目ですけれども、精神障害者の共同住居運営費補助金、これはハーモニーというところにお出ししているのですけれども、精神障害者はなかなか単独で生活するということが困難な場合がありますので、共同でアパートを借りながら、指導者を設けながら生活していこうということの補助金でございます。これは116万4,000円を計上しております。

精神障害者短期入所事業補助金、ショートステイというところなのですけれども、精神障害者が居宅で生活している場合に、生活指導のためにとか、家族等の都合で自宅でもって一時期生活が見えないとき、それも含めましてお預かりして、そこで指導、1週間ないし2週間の間お世話をするという形でございます。それに対することが120万1,000円を計上しております。

次が精神障害者の地域生活援助事業補助金、グループホームと称しているのですけれども、さきほどの共同住居と非常に似ているところなのかもしれませんが、やはり生活していくときの障害者の生活不自由の程度が、こちらの方はより高い方で、指導者が必ずその中に入りまして、指導しながら生活を援助していこうという形のものでございます。これに対しては318万円を計上しております。それが主なところでございます。

前田委員

だいぶんわかってきました。この精神障害者地域共同作業、ステップアップ、それにハーモニーとショートステイ、グループホーム、この3か所、ショートステイはよろしいのですけれども、この3か所の運営母体というのか、それと具体的な名称というのか、場所というのか、これは複数になっているのかなと思いますけれども、この辺お聞かせください。1か所に行っているわけではないのでしょうか。1,226万8,000円とか。これをちょっとお知らせください。

(保健所) 保健課長

二つ目のステップアップおたるのですけれども、これは長橋2丁目にあります、運営委員会があります。そこにお出ししているところでございます。

それから、ハーモニーですけれども、これは同じくハーモニーの運営母体はありますけれども。

前田委員

正式の名称あるのでしょうか、ただ運営母体というのではなく。

(保健所) 保健課長

経営主体の方でございますけれども、医療法人北仁会石橋病院というところが運営主体になっておりまして、正式名称がさきほどお話ししました精神障害者共同住居ハーモニーという形で、清水町にございます。

それからもう一つは、グループホームのことでございますけれども、グループホームに関しては、社会福祉法人塩谷福祉会、そこのところで幸町でございますけれども、そこにお出ししております。

前田委員

この精神保険協会補助金という、これは保留になっているかと思えますけれども、この辺ちょっと説明してください。

(保健所) 保健課長

これは小樽市内の精神・保健医療関係者、それからもちろん保健所等で保健協会というのを立ち上げております。そこに対する市内での講演会と、アルコール依存症等の研修会に対する事業をやっておりますけれども、それに対する補助金を市からお出ししておりますので、そのことでございます。

前田委員

だから、それを何で保留しているのですかという。

(財政) 財政課長

今回、補助金関係全部同じですけれども、当初からつけなければならない補助金、例えば人件費とかで4月からすぐ幾ら払わなければならないとか、それから事業が5月、6月にあって、1定では間に合わないとか、そういう

ものだけを当初でつけておりますので、2定でも間に合うもの、それについては改選後の2定で判断してつけていくということで送っております。

前田委員

そういうことは、2定の補正で、予算がつけられていくということでいいのですね。

(財政) 財政課長

2定に向けて編成をしていきますので、その中で検討して判断されます。今、つくつかないというのはちょっと申し上げられませんが、2定に向けて検討される項目になっております。

前田委員

ところで、この今の精神障害者というのは、平成15年度に、切替えの時期もあるのでしょうかけれども、市内には何名おられるのですか。

(保健所) 保健課長

現在、精神保健福祉手帳を持っていらっしゃる方が150名おります。2年間で有効期限で更新の時期になっております。申しわけございません。今、何名、すぐ更新対象者かというのはわかりかねます。

前田委員

そうすると、これ14年と15年で比較すると、この精神障害者1人当たりというのはわからないということ、これちょっと質問しようがなくなってくるのだけれども、私も4定で質問しましたし、今日の委員会でもお2人ほど関連して質問していますが、この精神障害者の関係、支出の関係ではどうなのですか。15年度は後退したのか、前進したのか。私も、4定で汗をかいていて随分質問したつもりだけれども、どうなっているか。

(保健所) 総務課長

14年度の当初予算額での精神障害者関連の予算総額でございますが、1,980万円ほどになっておりまして、15年度の当初予算額では、ただいま保健課長の方から説明いたしましたように1,920万円ほど、約60万円ほどの減になっております。

前田委員

そうしたら後退したというふうに受け取っていいのですね。

保健所次長

金額につきましては、今、総務課長が申しあげましたように、14年度と15年度と比較しますと、61万9,000円ほど金額では減っておりますけれども、内容につきましては、さきほど補助金の問題もありましたけれども、そういう部分は別といたしましても、補助事業がさきほども申しあげましたように、補助事業が何点か入っております。そういった中で利用者の減だとか、そういったものからこの補助事業というのは行われるのですけれども、そういう利用者の減だとか、補助事業の補助率の変更、基準額が変わったとか、そういう内容でこの金額が14年度に比べて、現在、計上している金額が下がっている部分もあります。そういった部分から表面上の金額としては、61万9,000円という減っている金額になっておりますけれども、内容としては14年度に行った精神保健福祉事業、小樽市の精神福祉事業と、15年度行おうとしている精神保健福祉事業は何ら目減りがしているだとか、事業的に落ちただとか、そういうことはいっさいないです。だから、そういうふうに見えるかと思えます。

前田委員

最後になります。

平成14年度、まだ幾らか残っていますし、15年度に向けてこの精神障害者の関係、施設あるいは団体、これらからの要望というか、要請というか、提案というか、何かそういうのを正式あるいは口頭、こういったことを含めて、何か出てきておりますか。具体的にお聞かせください。

保健所次長

15年度の、今申し上げました15年度に向けた小樽市の精神保健福祉事業のこういった予算について、個別のこういうものについて拡充してくれだとか、そういう予算の拡充、そういった小樽市の予算についての正式な要望とか、こういったものは保健所としてはお聞きしておりません。

前田委員

ないということを受け取ってよろしいですね。

保健所次長

そのとおりです。

前田委員

終わります。

委員長

以上をもって、本日の質疑を終結し、散会いたします。

ご苦労さまでした。